

	目次
	平成十一年法律第二百二十五号
	民事再生法
	第一章 総則（第一条—第二十条） 第二章 再生手続の開始 第一節 再生手続開始の申立て（第二十一条—第三十二条） 第二節 再生手続開始の決定（第三十三条—第五十三条）
	第三章 再生手続の機関 第一節 監督委員（第五十四条—第六十一条） 第二節 調査委員（第六十二条・第六十三条） 第三節 管財人（第六十四条—第七十八条） 第四節 保全管理人（第七十九条—第八十三条）
	第四章 再生債権 第一節 再生債権者の権利（第八十四条—第九十三条の二） 第二節 再生債権の届出（第九十四条—第九十八条） 第三節 再生債権の調査及び確定（第九十九条—第一百三十三条） 第四節 債権者集会及び債権者委員会（第一百四一条—第一百八十八条の三） 第五章 共益債権、一般優先債権及び開始後債権（第一百九一条—第一百二十三条）
	第六章 再生債務者の財産の調査及び確保 第一節 再生債務者の財産状況の調査（第一百二十四条—第一百二十六条） 第二節 否認権（第一百二十七条—第一百四十五条） 第三節 法人の役員の責任の追及（第一百四十六条—第一百四十七条） 第四節 担保権の消滅（第一百四十八条—第一百五十三条）
	第七章 再生計画 第一節 再生計画の条項（第一百五十四条—第一百六十二条） 第二節 再生計画案の提出（第一百六十三条—第一百六十八条） 第三節 再生計画案の決議（第一百六十九条—第一百七十三条） 第四節 再生計画の認可等（第一百七十四条—第一百八十五条）

第八章 第九章 第十章 第十一章 第十二章 第十三章 第二章 第三章 第四章 第五章 第六章 第七章 第八章 第九章 第十章 第十一章 第十二章 第十三章 第十四章 第十五章 附則	再生計画認可後の手続 （ 第百八十六条 —第一百九十条 ） 再生手続の廃止 （ 第一百九十二条 九十五条 ） 住宅資金貸付債権に関する特則 （ 第一百九十六条 —第二百六条 ） 外国倒産処理手続がある場合の特則 （第二百七条—第二百十条） 簡易再生 （ 第二百十一条—第二百二十 六条 ） 同意再生 （ 第二百十七条 —第二百二十二条 ） 小規模個人再生及び給与所得者等再生 に関する特則 小規模個人再生 （ 第二百二十二条 —第二百三十八条 ） 給与所得者等再生 （ 第二百三十九条 —第二百四十五条 ） 再生手続と破産手続との間の移行 破産手続から再生手続への移行 （ 第二百四十六条 —第二百四十七条 ） 再生手続から破産手続への移行 （ 第二百四十八条 —第二百五十四条 ） 罰則 （ 第二百五十五条—第二百六十 六条 ） 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、経済的に窮境にある債務者 について、その債権者の多数の同意を得、かつ 裁判所の認可を受けた再生計画を定めるこ と等により、当該債務者とその債権者との間の 民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該 債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを 目的とする。 (定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。 一 再生債務者 経済的に窮境にある債務者で あつて、その者について、再生手続開始の申 立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又 は再生計画が遂行されているものをいう。 二 再生債務者等 管財人が選任されていない 場合にあつては再生債務者、管財人が選任さ れている場合には再生債務者を管財人をいう。
---	---

三　再生計画　再生債権者の権利の全部又は一部を変更する条項その他の第百五十四条に規定する条項を定めた計画をいう。

四　再生手続　次章以下に定めるところにより、再生計画を定める手続をいう。

(外国人の地位)

第三条　外国人又は外国法人は、再生手続に関する事項の管轄

2　民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)の規定により裁判上の請求をすることができる債権者は、日本国内にあるものとみなす。

第五条　再生事件は、再生債務者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者でないときは、日本国内にあるものとみなす。

2　前項の規定による管轄裁判所がないときは、再生事件は、再生債務者の財産の所在地(債権者については、裁判上の請求をすることができる地区)を管轄する地方裁判所が管轄する。

3　前二項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権行使することができる株式についての議決権を含む。次項、第五十九条第三項第二号及び第四項並びに第二百二十七条の二第二項第二号イ及びロにおいて同じ。)の過半数を有する場合には、当該法人(以下この条及び第二百二十七条の二第二項第二号ロにおいて「親法人」という。)について再生事件又は更生事件(以下この条において「再生事件等」という。)が係属しているときにおける当該株式会社(以下この条及び第二百二十七条の二第二項第二号ロにおいて「子株式会社」という。)についての再生手続開始の申し立ては、債務者が個人である場合には日本国内に営業所、住所、居所又は財産を有するときには限り、法人その他の社団又は財團である場合には日本国内に営業所、事務所又は財産を有するときには限り、することができる。

申立ては、親法人の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、子株式会社について再生事件等が係属しているときにおける親法人についての再生手続開始の申立ては、子株式会社の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

4 子株式会社又は親法人及び子株式会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社を当該親法人の子株式会社とみなして、前項の規定を適用する。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、株式会社が最終事業年度について会社法第四百四十四条の規定により当該株式会社及び他の法人に係る連結計算書類（同条第一項に規定する連結計算書類をいう。）を作成し、かつ、当該株式会社の定期株主総会においてその内容が報告された場合には、当該株式会社について再生事件等が係属しているときにおける当該他の法人について再生手続開始の申立ては、当該株式会社の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、当該他の法人について再生手続開始の申立ては、当該株式会社についての再生手続開始の申立ては、当該他の法人についての再生手続開始の申立ては、当該他の法人の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

6 第一項及び第二項の規定にかかわらず、法人について再生事件等が係属している場合における当該法人の代表者についての再生手続開始の申立ては、当該法人の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、法人の代表者について再生事件が係属している場合における当該法人についての再生手続開始の申立ては、当該法人の代表者の再生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

7 第一項及び第二項の規定にかかわらず、次各号に掲げる者のうちいずれか一人について再生事件が係属しているときは、それぞれ当該各号に掲げる他の者についての再生手續開始の申立ては、当該再生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

一 相互に連帶債務者の関係にある個人

二 相互に主たる債務者と保証人の関係にある個人

を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも、同様とする。

第二十一条 前項前段に規定する場合には、債権者も、再生手続開始の申立てをすることができる。

第二十二条 他の法律の規定により法人の理事又はこれに準ずる者がその法人に対して破産手続開始又は特別清算開始の申立てをしなければならない場合においても、再生手続開始の申立てをすることが妨げない。

(疎明) 第二十三条 再生手続開始の申立てをするときは、再生手続開始の原因となる事實を疎明しなければならない。

第二十四条 1 再生手続開始の申立てをするときは、その債権者が、前項の申立てをするときは、その有する債権の存在をも疎明しなければならない。

(費用の予納) 2 債権者は、再生手続開始の申立てをするときは、その申立ては、再生手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 費用の予納に関する決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(意見の聴取)

第二十四条の二 裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合には、当該申立てを棄却すべきこと又は再生手続開始の決定をすべきことが明らかである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、労働組合等(再生債務者の使用者その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、再生債務者の使用者その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは再生債務者の使用者その他の従業者の過半数を代表する者をいう。)の過半数を除き、以下同じ。の意見を聽かなければならぬ。

(再生手続開始の条件)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

一 再生手続の費用の予納がないとき。

二 裁判所に破産手続又は特別清算手続が係属し、その手続によることが債権者の一般の利益に適合するとき。

三 再生計画案の作成若しくは可決の見込み又は再生計画の認可の見込みがないことが明らかであるとき。

四 不當な目的で再生手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

第二十六条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分の中止を命ずることができる。ただし、第二号に掲げる手続又は第五号に掲げる処分については、その手続の申立てである再生債務者はその処分を行うに不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

一 再生債務者についての破産手続又は特別清算手続

二 再生債務に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は再生債務を担保債務とする留置権(商法(明治三十一年法律第四十八号)又は会社法の規定によるものを除く。)による競売(次条、第二十九条及び第三十九条において「再生債務に基づく強制執行等」という。)の手続で、再生債務者の財産に対する既にされているもの

三 再生債務者の財産関係の訴訟手続

四 再生債務者の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続

五 再生債務ある共助対象外国租税(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等)に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第十一条第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。)の請求権に基づき国税滞納処分の例によつてする処分(以下「再生債務に基づく外国租税滞納処分」という。)で、再生債務者の財産に対して既にされているもの

六 条第三項を除き、以下同じ。)の意見を聽かなければならぬ。

四 第二十七条 裁判所は、再生手続開始の申立てにおいて、前条第一項の規定による中止の命令によつては再生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てについての再生債務者に對し、再生債務者の財産に対する再生債務に基づく強制執行等及び再生債務に基づく外国租税滞納処分の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、再生債務者の主要な財産に關し第三十条第一項の規定による保全処分をした場合又は第五十四条第一項の規定若しくは第七十九条第一項の規定による処分をした場合に限る。

2 前項の規定による禁止の命令(以下「包括的禁止命令」という。)が発せられた場合には、再生債務者の財産に對して既にされている再生債務者等の申立てにより、当該再生債務に基づく強制執行等の手続及び再生債務に基づく外国租税滞納処分は、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、中止する。

3 裁判所は、包括的禁止命令を変更し、又は取り消しができる。

2 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消しができる。

3 第二十八条 裁判所は、包括的禁止命令を發した場合において、再生債務に基づく強制執行等の申立てによる再生債務者又は再生債務者等の申立てにより、当該再生債務に基づく外国租税滞納処分を行う者(以下この項において「再生債務者等」という。)に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該再生債務者等の申立てにより、当該再生債務者等に對しては包括的禁止命令を解除する旨の決定を下すことができる。この場合において、当該再生債務者等は、再生債務者の財産に対する再生債務に基づく強制執行等又は再生債務に基づく外国租税滞納処分をすることができない、包括的禁止命令が発せられた前に当該再生債務者等がしれた再生債務に基づく強制執行等の手續又は再生債務に基づく外国租税滞納処分は、続行する。

2 前項の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十七条第七項の規定の適用についての規定によつて、第一項第二号の規定により中止した手續又は同項第五号の規定により中止した処分の取消しを命ずることができる。

3 第二十九条 裁判所は、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、再生債務者(保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人)の申立てにより、担保を立てさせ、第一項の規定により中止した再生債務に基づく強制執行等の手續又は再生債務に基づく外國租税滞納処分をすることができない、包括的禁止命令が発せられた前に当該再生債務者等がしれた再生債務に基づく強制執行等の手續又は再生債務に基づく外國租税滞納処分は、続行する。

3 第二十九条第一項の規定による解除の決定があるたどりの決定があつた日」とする。

2 第二十九条第一項の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

3 第二十九条第一項の規定による取消しの命令に対しても、即時抗告をすることができる。

4	前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
5	第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
6	(仮差押え、仮処分その他の保全処分) 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合には、利害関係人の申立てにより又は職權で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、再生債務者の業務及び財産に関し、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。
2	裁判所は、前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。
3	第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。
4	前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
5	第一項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
6	(再生手続開始の申立ての取下げの制限) 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

3	裁判所は、第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
4	第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、競売申立人に限り、即時抗告をすることができる。
5	前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
6	(再生手続開始の決定) 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

1	第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
2	第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
3	第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
4	第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
5	第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

1	第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
2	第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
3	第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
4	第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
5	第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

(抗告)

1	第三十六条 再生手続開始の申立てについての裁判に對しては、即時抗告をすることができる。
2	第二十六条から第三十条までの規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して前項の即時抗告があつた場合について準用する。
3	第三十七条 再生手続開始の決定をした裁判所は、前条第一項の即時抗告があつた場合においては、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公告し、かつ、第三十五条各号に掲げる者(保全管理人及び同条第三項各号に掲げる者)でなければ行使することができない旨
4	第三十八条 再生債務者は、再生手続が開始された後も、その業務を遂行し、又はその財産(日本国内にあるかどうかを問わない。第六十六条及び第八十一条第一項において同じ。)を管理し、若しくは处分する権利を有する。
5	第三十九条 再生手続が開始された場合には、再生債務者に対し、公平かつ誠実に、前項の権利を行使し、再生手続を追行する義務を負う。
6	第三十条 再生手続が開始された場合には、再生債務者が前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

任されている場合にあつては、管財人又は再生債務者の行為によらないで権利を取得しても、再生債権者は、再生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2 再生手続開始の日に取得した権利は、再生手続開始後に取得したものと推定する。

第四十五条 不動産又は船舶に關し再生手続開始前に生じた登記原因に基づき再生手続開始後に

された登記又は不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第一百五条第一号の規定による仮登記は、再生手続の関係においては、その効力を主張することができない。ただし、登記権利者が再生手続開始の事実を知らないとした登記又は仮登記については、この限りでない。

2 前項の規定は、権利の設定、移転若しくは変更に関する登録若しくは仮登録又は企業担保権の設定、移転若しくは変更に関する登記について準用する。(開始後の手形の引受け等)

第四十六条 為替手形の振出人又は裏書人である再生債務者について再生手続が開始された場合において、支払又は予備支払人がその事実を知らないで引受け又は支払をしたときは、その支払又は予備支払人は、これによつて生じた債権につき、再生債権者としてその権利を行うことができる。

2 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券について準用する。(善意又は惡意の推定)

第四十七条 前二条の規定の適用については、第三十五条第一項の規定による公告(以下「再生手続開始の公告」という)においてはその事実を知らなかつたものと推定し、再生手続開始の公告後においてはその事実を知つていたものと推定する。

(共有関係)

第四十八条 再生債務者が他人と共同して財産權を有する場合において、再生手続が開始されたときは、再生債務者等は、共有者の間で分割をしない定めがあるときでも、分割の請求をすることができる。

2 前項の場合には、他の共有人は、相当の償金を支払つて再生債務者の持分を取得することができる。(双務契約)

第四十九条 双務契約について再生債務者及びその相手方が再生手続開始の時において共にまだ

その履行を完了していないときは、再生債務者等は、契約の解除をし、又は再生債務者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 前項の場合には、相手方は、再生債務者等に対する期間を定め、その期間内に契約の解除をするか又は債務の履行を請求するかを確定すべき旨を催告することができる。この場合において、再生債務者等がその期間内に確答をしないときは、同項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

3 前二項の規定は、労働協約には、適用しない。

4 第一項の規定により再生債務者の債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権は、共益債権とする。

5 破産法第五十四条の規定は、第一項の規定による契約の解除があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「破産債権者」とあるのは、「再生債権者」と、同条第二項中「破産者」とあるのは、「再生債務者」と、「破産財団」とあるのは、「再生債務者財産」と、「財団債権者」とあるのは、「共益債権者」と読み替えるものとする。(継続的給付を目的とする双務契約)

第五十条 再生債務者に対して継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、再生手続開始の申立て前までの給付に係る再生債権について弁済がないことを理由としては、再生手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。

2 前項の双務契約の相手方が再生手続開始の申立て後再生手続開始前にした給付に係る請求権(一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立ての日の属する期間内の給付に係る請求権を含む)は、共益債権とする。

3 前二項の規定は、労働契約には、適用しない。

(双務契約についての破産法の準用)

第五十一条 破産法第五十六条、第五十八条及び第五十九条の規定は、再生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第五十六条第一項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは、「民事再生法第四十九条第一項」とあるのは、「再生手続開始」である。

第五十二条 再生手続の開始は、再生債務者に属しない財産を再生債務者から取り戻す権利に影響を及ぼさない。

2 破産法第六十三条及び第六十四条の規定は、再生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項中「破産手続開始の決定」とあるのは、「再生手続開始の決定」と、同法第六十三条第二項中「第五十五条第一項及び第二項」とあるのは、「民事再生手続開始の決定」と、同法第六十三条第二項中「第五十五条第一項」とあるのは、「再生債務者」(管財人が選任されている場合においては、「管財人」と、同法第六十三条第二項中「第五十五条第一項及び第二項」とあるのは、「民事再生手続開始の決定」と、同法第六十三条第二項中「第五十五条第一項」とあるのは、「再生債務者」と、「破産債権者」とあるのは、「再生債務者財産」と、「財団債権者」とあるのは、「共益債権者」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、監督命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 第二項に規定する監督委員の同意を得ないで、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ再生債務者がすることができない行為を指定しなければならない。

5 裁判所は、監督命令を变更し、又は取り消すことができる。

6 監督命令及び前項の規定による決定に對しては、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。監督命令に關する公告及び送達

第五十三条 再生手続開始の時において再生債務者の財産につき存する担保権(特別の先取特権、質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留置権をいう。第三項において同じ)を有する者は、その目的である財産について、別除権を有する。

2 別除権は、再生手続によらないで、行使することができる。

3 前二項の規定は、労働契約には、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第五十四条 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員に對して、特定の行為について否認権を行使する権限を付与することができる。

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第七十七条第一項から第三項までの規定は、前項の監督委員について準用する。この場合において、同条第一項中「後任の管財人」とあるのは、「後任の監督委員であつたもの又は管財人」と、同条第三項中「後任の管財人」とあるのは、「後任の監督委員であつた場合において、必要があると認めるとき

は、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員による監督を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分(以下「監督命令」という。)をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ再生債務者がすることができない行為を指定しなければならない。

3 法人は、監督委員となることができる。

4 第二項に規定する監督委員の同意を得ないで、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ再生債務者がすることができない行為を指定しなければならない。

5 裁判所は、監督命令を変更し、又は取り消すことができる。

6 監督命令及び前項の規定による決定に對しては、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。監督命令に關する公告及び送達

第五十五条 裁判所は、監督命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。監督命令を変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合も、同様とする。

2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。監督命令、前条第五項の規定による決定及び同条第六項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第五十六条 再生手続開始の決定があつた場合には、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員に對して、特定の行為について否認権を行使する権限を付与することができる。

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第七十七条第一項から第三項までの規定は、前項の監督委員について準用する。この場合において、同条第一項中「後任の管財人」とあるのは、「後任の監督委員であつたもの又は管財人」と、同条第三項中「後任の管財人」とあるのは、「後任の監督委員であつた場合において、必要があると認めるとき

は、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員による監督を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分(以下「監督命令」という。)をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ再生債務者がすることができない行為を指定しなければならない。

3 法人は、監督委員となることができる。

4 第二項に規定する監督委員の同意を得ないで、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ再生債務者がすることができない行為を指定しなければならない。

5 裁判所は、監督命令を変更し、又は取り消すことができる。

6 監督命令及び前項の規定による決定に對しては、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。監督命令に關する公告及び送達

第五十七条 再生手続の開始は、再生債務者に属しない財産を再生債務者から取り戻す権利に影響を及ぼさない。

2 破産法第六十三条及び第六十四条の規定は、再生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項中「破産手続開始の決定」とあるのは、「再生手続開始の決定」と、同法第六十三条第二項中「第五十五条第一項及び第二項」とあるのは、「民事再生手続開始の決定」と、同法第六十三条第二項中「第五十五条第一項」とあるのは、「再生債務者」と、「破産債権者」とあるのは、「再生債務者財産」と、「財団債権者」とあるのは、「共益債権者」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、監督命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 第二項に規定する監督委員の同意を得ないで、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ再生債務者がすることができない行為を指定しなければならない。

5 裁判所は、監督命令を変更し、又は取り消すことができる。

6 監督命令及び前項の規定による決定に對しては、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。監督命令に關する公告及び送達

第五十八条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第五十九条 破産法第五十六条、第五十八条及び第五十九条の規定は、再生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第五十六条第一項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは、「民事再生法第四十九条第一項」とあるのは、「再生手続開始」である。

3 前二項の規定は、監督命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 第二項に規定する監督委員の同意を得ないで、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ再生債務者がすることができない行為を指定しなければならない。

5 裁判所は、監督命令を変更し、又は取り消すことができる。

6 監督命令及び前項の規定による決定に對しては、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。監督命令に關する公告及び送達

第六十条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第六十一条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第六十二条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第六十三条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第六十四条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第六十五条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第六十六条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第六十七条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第六十八条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第六十九条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第七十条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第七十一条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第七十二条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第七十三条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第七十四条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第七十五条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第七十六条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第七十七条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第七十八条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第七十九条 裁判所は、再生手続開始の申立てがなされた場合には、当該申立てに付する権限の付与

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に關し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他財産の管理及び处分をすることができる。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する

(保全管理人の権限)

第八十一条 保全管理命令が発せられたときは、再生債務者の業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が再生債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

第三条 第四十二条の規定は、保全管理人について準用する。

（保全管理人代理）

第八十二条 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の保全管理人代理を選任することができる。

2 前項の保全管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

（監督委員に関する規定等の保全管理人等への準用）

第八十三条 第五十四条第三項、第五十七条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条规定、第七十条、第七十二条、第七十四条から第一項、第七十五条から第三項までの規定は、保全管理人について、第六十一条までの規定は保全管理人代理について準用する。この場合において、第七十六条第四項後段中「第六十五条第一項の規定による公告（再生手続開始の決定と同時に管理命令が発せられた場合にあっては、第三十五条第一項の規定による公告」とあるのは、「第八十条第一項の規定による公告」と、同条第三項中「後任の管財人」とあるのは、「後任の保全管理人（管財人）」と読み替えるものとする。

2 第六十七条第二項、第三項及び第五項の規定は保全管理命令が発せられた場合について、第六十八条第一項から第三項までの規定は、再生債務者の財産関係の事件で保全管理命令が発せられた当時行政庁に係属するものについて準用する。この場合において、第六十八条第一項及び第二項中「再生手続が終了したとき」とあるのは「保全管理命令が効力を失ったとき」と読み替えるものとする。

4 第七十六条の二の規定は、保全管理命令が発せられた場合における再生債務者が法人であるときのその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者について準用する。

第四章 再生債権

第一节 再生債権者の権利

（再生債権となる請求権）

第八十四条 再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権（共益債権又は一般優先債権であるものを除く。次項において同じ。）は、再生債権とする。

2 次に掲げる請求権も、再生債権とする。

一 再生手続開始後の利息の請求権

二 再生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権

三 再生手続参加の費用の請求権（再生債権の弁済の禁止）

第八十五条 再生債権については、再生手続開始後は、この法律に特別の定めがある場合を除き、再生計画の定めるところによらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させること（免除を除く。）ができる。

2 再生債務者を主要な取引先とする中小企業者が、その有する再生債権の弁済を受けなければ、事業の継続に著しい支障を来すおそれがあるときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより又は職権で、その全部又は一部の弁済をすることを許可することができる。

3 裁判所は、前項の規定による許可をする場合には、再生債務者と同項の中小企業者との取引の状況、再生債務者の資産状態、利害関係人の立場その他の一切の事情を考慮しなければならない。

4 再生債務者等は、再生債務者から第二項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちにその旨を裁判所に報告しなければならない。この場合において、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なく、その事情を裁判所に報告しなければならない。

5 少額の再生債権を早期に弁済することにより再生手続を円滑に進行することができるとき、又は少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

6 第二項から前項までの規定は、約定劣後再生債権である再生債権については、適用しない。（再生債務者等による相殺）

第八十五条の二 再生債務者等は、再生債務者財産に属する債権をもつて再生債権と相殺することができ、裁判所の許可を得て、その相殺をすることができる。

（再生債権者の手続参加）

第八十六条 再生債権者は、その有する再生債権をもつて再生手続に参加することができる。

2 破産法第四百四条から第百七十三条までの規定は、再生手続が開始された場合における再生債権者の権利の行使について準用する。この場合においては、再生手続が開始された場合における再生債権者の権利の行使について準用する。この場合においては、再生手続が開始された場合における再生債権者の権利の行使について準用する。

（再生債権の手続参加）

第八十六条 再生債権者は、その有する再生債権をもつて再生手続に参加することができる。

2 破産法第四百四条から第百七十三条までの規定は、再生手続が開始された場合における再生債権者の権利の行使について準用する。この場合においては、再生手続が開始された場合における再生債権者の権利の行使について準用する。

（再生債権者等による相殺）

第八十五条の二 再生債務者等は、再生債務者財産に属する債権をもつて再生債権と相殺することができ、裁判所の許可を得て、その相殺をすることができる。

6 第二項から前項までの規定は、約定劣後再生債権である再生債権については、適用しない。（再生債務者等による相殺）

第八十五条の二 再生債務者等は、再生債務者財産に属する債権をもつて再生債権と相殺することができ、裁判所の許可を得て、その相殺をすることができる。

（別除権者の手続参加）

第八十七条 再生債権者は、次に掲げる債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額に応じて、議決権を有する。

一 再生手続開始後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のもの（再生手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じた債権に対する再生手続開始の時における法定利率による利息を債権額から控除した額）

二 金額及び存続期間が確定している定期金債権 各定期金につき前号の規定に準じて算定される額の合計額（その額が再生手続開始の時における法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超えるときは、その元本額）

三 次に掲げる債権 再生手続開始の時における評価額

イ 再生手続開始後に期限が到来すべき不確定期間付債権で無利息のもの

ロ 金額又は存続期間が不確定である定期金債権

ハ 金銭債権で、その額が不確定であるものの債権

ニ 又はその額を外国の通貨をもつて定めたもの債権

ホ 条件付債権

ヘ 再生債務者に対して行うことのある将来の請求権

四 前三号に掲げる債権以外の債権 債権額

1 第一項の規定にかかるらず、再生債権者は、第一号に規定する再生手続開始前の罰金等及び共助対象外国租税の請求権については、議決権を有しない。

2 第一項の規定にかかるらず、再生債権者が再生手続開始の時ににおいてその財産をもつて約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にあるときは、当該約定劣後再生債権を有する者は、議決権を有しない。

3 第一項の規定にかかるらず、再生債権をもつて再生手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一條第一項に規定する共助実施決定）をいう。第百三十条第二項において同じ。を得なければならない。

（別除権者の手続参加）

第八十八条 別除権者は、当該別除権に係る第五十三条第一項に規定する担保権によって担保される債権については、その別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分についてのみ、再生債権者として、その権利を行うことができる。ただし、当該担保権によつて担保されないこととなつた場合には、その債権の当該全部又は一部について、再生債権者として、その権利を行ふことを妨げない。（再生債権者が外国で受けた弁済）

第八十九条 再生債権者は、再生手続開始の決定があつた後に、再生債務者の財産で外国にあるものに対して権利を行使したことにより、再生債権について弁済を受けた場合であつても、その弁済を受ける前の債権の全部をもつて再生手続に参加することができる。

2 前項の再生債権者は、他の再生債権者（同項の再生債権者が約定劣後再生債権を有する者である場合にあつては、他の約定劣後再生債権を有する者）が自己の受けた弁済と同一の割合の再生債権について弁済を受けた場合であつても、その弁済を受けるまでは、再生手続により、弁済を受けうることができない。

3 第一項の再生債権者は、外国において弁済を受けた債権の部分については、議決権を行使することができない。

(代理委員)

第九十条 再生債権者は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができます。

2 裁判所は、再生手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、再生債権者に対し、相当の期間を定めて、代理委員の選任を勧告することができる。

3 代理委員は、これを選任した再生債権者のために、再生手続に属する一切の行為をすることができる。

4 代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。ただし、第三者の意思表示は、その一人に対するすれば足りる。

5 裁判所は、代理委員の権限の行使が著しく不公平であると認めるときは、第一項の許可の決定又は次条第一項の選任の決定を取り消すことができる。

6 再生債権者は、いつでも、その選任した代理委員を解任することができる。

(裁判所による代理委員の選任)

第九十一条 裁判所は、共同の利益を有する再生債権者が著しく多数である場合において、これら者のうちに前条第二項の規定による勧告を受けたにもかかわらず同項の期間内に代理委員を選任しない者があり、かつ、代理委員の選任がなければ再生手続の進行に支障があると認めるとときは、その者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。

2 前項の規定により代理委員を選任するには、当該代理委員の同意を得なければならない。

3 第一項の規定により代理委員が選任された場合は、当該代理委員は、本人（その者のため）に同項の規定により代理委員が選任された者を正當な理由があるときは、裁判所の許可を得て辞任することができる。

4 第一項の規定により選任された代理委員は、再生債務者財産から、次に掲げるものの支払を受けることができる。

5 第一項の規定により選任された代理委員は、再生債務者財産から、次に掲げるもの支払を必要費用について、その前払又は支出額の償還

6 二 裁判所が相當と認める額の報酬 (報償金等)

七条まで及び第六百五十四条の規定を準用する。

第九十二条 裁判所は、再生債権者若しくは代理委員又はこれらの者の代理人が再生債務者の再生に貢献したと認められるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、再生債務者等が、再生債務者財産から、これらの者に対し、その事務処理に要した費用を償還し、又は報償金を支払うことを許可することができる。

2 前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(相殺権)

第九十三条 再生債権者が再生手続開始時再生債務者に対し債務を負担する場合において、債権及び債務の双方が第九十四条第一項に規定する債権届出期間の満了前に相殺に適するようになつたときは、再生債権者は、当該債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。債務が期限付であるときも、同様とする。

2 再生債権者が再生手続開始時再生債務者に對して負担する債務が賃料債務である場合には、再生債権者は、再生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務（前項の債権届出期間の満了後にその弁済期が到来すべきものを含む。次項において同じ。）については、再生手続開始の時ににおける賃料の六月分に相当する額を限度として、前項の債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。

3 前項に規定する場合において、再生債権者が再生債権者が知つた時より前に生じた原因による原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

2 四 再生手続開始、破産手続開始又は特別清算開始の申立て（以下この条及び次条において「再生手続開始の申立て等」という。）があつた後に再生債務者に對して債務を負担した場合であつて、その負担の当时、再生手続開始の申立て等があつた時に再生手続開始の申立て等があつた時より一

三 支払の停止があつた後に再生債務者に對して債務を負担した場合であつて、その負担の当时、支払不能であったことを知つていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時に支払の停止があつたときは、この限りでない。

四 再生手続開始、破産手続開始又は特別清算開始の申立て（以下この条及び次条において「再生手続開始の申立て等」という。）があつた後に再生債務者に對して債務を負担した場合であつて、その負担の当时、再生手続開始の申立て等があつた時に再生手続開始の申立て等があつた時より一

三 支払の停止があつた後に再生債務者に對して債務を負担した場合であつて、その負担の当时、支払不能であったことを知つていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時に支払の停止があつたときは、この限りでない。

2 四 再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

四 再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

三 再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

三 再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

三 再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

三 再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

三 再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

三 再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

一 再生手続開始後に再生債務者に對して債務を負担したとき。

二 支払不能（再生債務者が、支払能力を失くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下同じ。）になった後に契約による負担する債務を専ら再生債務者との間で締結し、又は再生債務者に對して債務をもつてする相殺に供する目的で再生債務者の財産の処分を内容とする契約を再生債務者との間で締結し、又は再生債務者に對して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより再生債務者に對して債務を負担した場合であつて、当該契約の締結の当时、支払不能であったことを知つていたとき。

三 支払の停止があつた後に再生債務者に對して債務を負担した場合であつて、その負担の当时、支払不能であったことを知つていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時に支払の停止があつたときは、この限りでない。

二 支払不能であったこと又は支払の停止若しくは再生手続開始の申立て等があつたことを再び再生債務者に對して債務を負担する者が知つた時より一年以上前に生じた原因

三 再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

止があつたことを知つていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時において支払不能でなかつたときは、この限りでない。

四 再生手続開始の申立て等があつた後に再生債務者に取得した場合であつて、その取得の当时、再生手続開始の申立て等があつたことを知つていたとき。

五 前項第二号から第四号までの規定は、これらに規定する再生債権の取得が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一 法定の原因

二 支払不能であったこと又は支払の停止若しくは再生手続開始の申立て等があつたことを再び再生債務者に對して債務を負担する者が知つた時より一年以上前に生じた原因

三 再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

二 支払不能であったこと又は支払の停止若しくは再生手続開始の申立て等があつたことを再び再生債務者に對して債務を負担する者が知つた時より一年以上前に生じた原因

三 支払の停止があつた後に再生債権を取得したとき。

四 前項に定める届出の追完の期間は、伸長し、又は短縮することができない。

五 債權届出期間経過後に生じた再生債権について、その権利の発生した後一月の不变期間内に、届出をしなければならない。

する届出があつたことを知つた日から一月の不変期間にしなければならない。

五百 第百四条第二項の規定は第九十七条の規定による届出があつた請求権について、第一百八条、第一百十条及び第一百一条第一項の規定は第二項の規定による異議又は第三項の規定による受継があつた場合について準用する。

第四節 債權者集会及び債權者委員会

(債權者集会の招集)

裁判所は、再生債務者等若しくは第一百七条第二項に規定する債權者委員会の申立て又は知れている再生債權者の総債權について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる債權を有する再生債權者の申立てがあつたときは、債權者集会を招集しなければならない。これらの中立てがない場合であつても、裁判所は、相当と認めるときは、債權者集会を招集することは、相当地でできる。

(債權者集会の期日の呼出し等)

第一百五条 債權者集会の期日には、再生債務者、管財人、届出再生債權者及び再生のために債務を負担し又は担保を提供する者があるときは、その者を呼び出さなければならない。ただし、第三十四条第二項の決定があつたときは、再生計画案の決議をするための債權者集会の期日を除き、届出再生債權者を呼び出すことを要しない。

二 前項の規定にかかわらず、議決権行使することができる。届出再生債權者は、呼び出さないことができる。

三 債權者集会の期日は、労働組合等に通知しなければならない。

四 裁判所は、債權者集会の期日及び會議の目的である事項を公告しなければならない。

五 債權者集会の期日においてその延期又は続行について言渡しがあつたときは、第一項及び前二項の規定は、適用しない。

(映像等の送受信による通話の方法による債權者集会)

第六十五条の二 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに再生債務者、管財人、届出再生債權者、外国管財人(第二百七条第一項に規定する外国管財人をいう。次項において同じ。)及び再生のために債務を負担し又は担保を提供する者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法

によって、債權者集会の期日における手続を行うことができる。

二 前項の期日に出席しないでその手続に関与した再生債務者、管財人、届出再生債權者、外国管財人及び再生のために債務を負担し又は担保を提供する者は、その期日に出席したものとみなす。

(債權者集会の指揮)

第一百六条 債權者集会は、裁判所が指揮する。

(債權者委員会)

第一百七条 裁判所は、再生債權者をもつて構成する委員会がある場合には、利害関係人の申立てにより、当該委員会が、この法律の定めるところにより、再生手続に関与することを承認することができます。ただし、次に掲げる要件すべてを具備する場合に限る。

一 委員の数が、三人以上最高裁判所規則で定める人数以内であること。

二 再生債權者の過半数が当該委員会が再生手続に関与することについて同意していると認められることがあると認められる。

三 当該委員会が再生債權者全体の利益を適切に代表すると認められる。

四 裁判所は、必要があると認めるときは、再生手続において、前項の規定により承認された委員会(以下「債權者委員会」という。)に対し、意見の陳述を求めることができる。

五 債權者委員会は、再生手続において、裁判所、再生債務者等又は監督委員に対して、意見を述べることができる。

六 債權者委員会に再生債權者の再生に貢献する活動があつたと認められるときは、裁判所は、当該活動のために必要な費用を支出した再生債權者の申立てにより、再生債務者財産から、当該再生債權者に対し、相当と認める額の費用を償還することを許可することができる。

七 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職務で、いつでも第一項の規定による承認を取り消すことができる。

(債權者委員会の意見聴取)

第一百八条 裁判所書記官は、前条第一項の規定による承認があつたときは、遅滞なく、再生債權者等に対し、その旨を通知しなければならない。

二 再生債務者等は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、再生債務者の業務及び財産の管理に関する事項について、債權者委員会の意見を聽かなければならぬ。

三 再生債務者等は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、再生債務者の業務及び財産の管理に関する事項について、債權者委員会の意見を聽かなければならぬ。

四 保全管理人が再生債權者の業務及び財産に関し権限に基づいて了資金の借入れその他の行為によつて生じた請求権は、共益債権とする。

五 (社債管理者等の費用及び報酬)

六 保全管理人が再生債權者の業務及び財産の管理に関する事務を行つた場合には、裁判所は、再生手続の目的を達成するため必要があると認めるとき

は、当該社債管理者又は社債管理補助者の再生債務者に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

七 社債管理者又は社債管理補助者が前項の許可を得ないで再生債權である社債の管理に関する事務を行つた場合であつても、裁判所は、当該

(再生債務者等の債權者委員会に対する報告義務)

第一項又は第二百二十一条第一項(第六十三条、第七十八条及び第八十三条第一項において準用する場合を含む)、第九十条の二第五項、第九十一条第一項、第一百十二条、第一百十七条第四項及び第二百二十三条第九項(第二百四十四条において準用する場合を含む)の規定により

支払すべき費用、報酬及び報償金の請求権を裁判所に提出したときは、遅滞なく、当該報告書等を債權者委員会にも提出しなければならない。

二 再生債務者等は、前項の場合において、当該報告書等に第十七条第一項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む)以下この項において同じ)に規定する支障部分に該当する部分があると主張して同条第一項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を債權者委員会に提出すれば足りる。

三 再生債務者等は、前二項の規定による報告書等の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、債權者委員会の承諾を得て、当該情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて最高裁判所規則で定めるもの(以下「債權者委員会」という。)に対し、意見の陳述を求めることができる。

四 再生債務者財産に關し再生債務者等が再生手続開始後にした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権を、再生手続開始後に生じたもの(前各号に掲げるものを除く。)

五 再生債務者財産に關し再生債務者等が再生手続開始後に生じた請求権を、再生手続開始後に再生債務者等が最高裁判所規則で定めるところにより、債權者委員会の承諾を得て、当該情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて最高裁判所規則で定めるもの(以下「債權者委員会」という。)に対し、意見の陳述を求めることができる。

六 事務管理又は不当利得により再生手続開始後に再生債務者に對して生じた請求権を、再生債務者財産に關し再生債務者等が再生手続開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

七 再生債務者財産に關し再生債務者等が再生手続開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

八 裁判所は、監督委員に対し、前項の許可に付与する旨の許可をすることができる。

九 裁判所は、再生債務者(保全管理人が選任されている場合を除く。以下この項及び第三項において同じ。)が、再生手続開始の申立て後再生手続開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

十 裁判所は、監督委員に対し、前項の許可に付与する旨の許可をすることができる。

十一 裁判所は、再生債務者(保全管理人が選任されている場合を除く。以下この項及び第三項において同じ。)が、再生手続開始の申立て後再生手続開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

十二 裁判所は、再生債務者(保全管理人が選任されている場合を除く。以下この項及び第三項において同じ。)が、再生手続開始の申立て後再生手続開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

十三 再生債務者が第一項の許可又は前項の承認を得て第一項に規定する行為をしたときは、その行為によつて生じた相手方の請求権は、共益債権とする。

十四 保全管理人が再生債權者の業務及び財産に関し権限に基づいて了資金の借入れその他の行為によつて生じた請求権は、共益債権とする。

十五 (社債管理者等の費用及び報酬)

十六 保全管理人が再生債權者の業務及び財産の管理に関する事務を行つた場合には、裁判所は、再生手続の目的を達成するため必要があると認めるとき

は、当該社債管理者又は社債管理補助者の再生債務者に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

十七 社債管理者又は社債管理補助者が前項の許可を得ないで再生債權である社債の管理に関する事務を行つた場合であつても、裁判所は、当該

三 再生計画の遂行に関する費用の請求権(再生手続終了後に生じたものを除く。)

四 第六十一条第一項(第六十三条、第七十八条及び第八十三条第一項において準用する場合を含む)、第九十条の二第五項、第九十一条第一項、第一百十二条、第一百十七条第四項及び第二百二十三条第九項(第二百四十四条において準用する場合を含む)の規定により

支払すべき費用、報酬及び報償金の請求権を裁判所に提出したときは、遅滞なく、当該報告書等を債權者委員会にも提出しなければならない。

五 再生債務者財産に關し再生債務者等が再生手続開始後にした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権を、再生手続開始後に再生債務者財産に關し再生債務者等が再生手続開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

六 事務管理又は不当利得により再生手続開始後に再生債務者に對して生じた請求権を、再生債務者財産に關し再生債務者等が再生手続開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

七 再生債務者財産に關し再生債務者等が再生手続開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

八 裁判所は、監督委員に対し、前項の許可に付与する旨の許可をすることができる。

九 裁判所は、再生債務者(保全管理人が選任されている場合を除く。以下この項及び第三項において同じ。)が、再生手續開始の申立て後再生手續開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

十 裁判所は、再生債務者(保全管理人が選任されている場合を除く。以下この項及び第三項において同じ。)が、再生手續開始の申立て後再生手續開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

十一 裁判所は、再生債務者(保全管理人が選任されている場合を除く。以下この項及び第三項において同じ。)が、再生手續開始の申立て後再生手續開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

十二 裁判所は、再生債務者(保全管理人が選任されている場合を除く。以下この項及び第三項において同じ。)が、再生手續開始の申立て後再生手續開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

十三 再生債務者が第一項の許可又は前項の承認を得て第一項に規定する行為をしたときは、その行為によつて生じた相手方の請求権は、共益債権とする。

十四 保全管理人が再生債權者の業務及び財産に関し権限に基づいて了資金の借入れその他の行為によつて生じた請求権は、共益債権とする。

十五 (社債管理者等の費用及び報酬)

十六 保全管理人が再生債權者の業務及び財産の管理に関する事務を行つた場合には、裁判所は、再生手續の目的を達成するため必要があると認めるとき

は、当該社債管理者又は社債管理補助者の再生債務者に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

十七 社債管理者又は社債管理補助者が前項の許可を得ないで再生債權である社債の管理に関する事務を行つた場合であつても、裁判所は、当該

一 上の費用の請求権

二 再生手續開始後の再生債務者の業務、生活並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権

三 再生計画の遂行に関する費用の請求権

四 第六十一条第一項(第六十三条、第七十八条及び第八十三条第一項において準用する場合を含む)、第九十条の二第五項、第九十一条第一項、第一百十二条、第一百十七条第四項及び第二百二十三条第九項(第二百四十四条において準用する場合を含む)の規定により

支払すべき費用、報酬及び報償金の請求権を裁判所に提出したときは、遅滞なく、当該報告書等を債權者委員会にも提出しなければならない。

五 再生債務者財産に關し再生債務者等が再生手續開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

六 事務管理又は不当利得により再生手續開始後に再生債務者に對して生じた請求権を、再生債務者財産に關し再生債務者等が再生手續開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

七 再生債務者財産に關し再生債務者等が再生手續開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

八 裁判所は、監督委員に対し、前項の許可に付与する旨の許可をすることができる。

九 裁判所は、再生債務者(保全管理人が選任されている場合を除く。以下この項及び第三項において同じ。)が、再生手續開始の申立て後再生手續開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

十 裁判所は、再生債務者(保全管理人が選任されている場合を除く。以下この項及び第三項において同じ。)が、再生手續開始の申立て後再生手續開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

十一 裁判所は、再生債務者(保全管理人が選任されている場合を除く。以下この項及び第三項において同じ。)が、再生手續開始の申立て後再生手續開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

十二 裁判所は、再生債務者(保全管理人が選任されている場合を除く。以下この項及び第三項において同じ。)が、再生手續開始の申立て後再生手續開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

十三 再生債務者が第一項の許可又は前項の承認を得て第一項に規定する行為をしたときは、その行為によつて生じた相手方の請求権は、共益債権とする。

十四 保全管理人が再生債權者の業務及び財産に関し権限に基づいて了資金の借入れその他の行為によつて生じた請求権は、共益債権とする。

十五 (社債管理者等の費用及び報酬)

十六 保全管理人が再生債權者の業務及び財産の管理に関する事務を行つた場合には、裁判所は、再生手續の目的を達成するため必要があると認めるとき

は、当該社債管理者又は社債管理補助者の再生債務者に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

十七 社債管理者又は社債管理補助者が前項の許可を得ないで再生債權である社債の管理に関する事務を行つた場合であつても、裁判所は、当該

社債管理者又は社債管理補助者が再生債務者の事業の再生に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

裁判所は、再生手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理者又は社債管理補助者の報酬の請求権のうち相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

前三項の規定による許可を得た請求権は、共益債権とする。

第一項から第三項までの規定による許可の決定に対しては、即時抗告をすることはできる。

前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で再生債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社 同項に規定する社債

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十四条の五に規定する社会医療法人債管理者又は同法第五十四条の五の二に規定する社会医療法人債管理補助者 同法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第三百三十九条の八に規定する投資法人債管理者又は同法第二百三十九条の九の二第一項に規定する投資法人債管理補助者 同法第二条第十九項に規定する投資法人債

四 保険業法（平成七年法律第二百五号）第六十一条の六に規定する社債管理者又は同法第六十一条の七の二に規定する社債管理補助者相互会社（同法第二条第五項に規定する相互会社をいう。）が発行する社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百二十六条に規定する特定社債管理者又は同法第二百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理者又は同法第二百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者 同法第二条第七項に規定する特定社債

（共益債権の取扱い）

第二百二十一條 共益債権は、再生手続によらないで、隨時弁済する。

2 共益債権は、再生債権に先立つて、弁済する。

3 共益債権に基づき再生債務者の財産に対し強制執行又は仮差押えがされている場合において、その強制執行又は仮差押えが再生に著しい支障を及ぼし、かつ、再生債務者が他に換価の容易な財産を十分に有するときは、裁判所は、再生手続開始後において、再生債務者等の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、その強制執行又は仮差押えの中止又は取消しを命ずることができる。共益債権である共助対象外国租税の請求権に基づき再生債務者の財産に対し国税滞納処分の例によつてする処分がされている場合におけるその処分の中止又は取消しについても、同様とする。

4 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 第三項の規定による中止又は取消しの命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(一般優先債権)

第一百二十二条 一般の先取特権その他一般の優先権がある債権(共益債権であるものを除く。)は、一般優先債権とする。

2 一般優先債権は、再生手続によらないで、隨時弁済する。

3 優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、再生手続開始の時からさかのばつて計算する。

4 前条第三項から第六項までの規定は、一般優先債権に基づく強制執行若しくは仮差押え又は一般優先債権を被担保債権とする一般の先取特権の実行について準用する。

(開始後債権)

第一百二十三条 再生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権(共益債権、一般優先債権又は再生債権であるものを除く。)は、開始後債権とする。

2 開始後債権は、再生手続が開始された時から再生計画で定められた弁済期間が満了する時(再生計画認可の決定が確定する前に再生手続が終了した場合にあっては再生手続が終了した時、その期間の満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合又は再生計画が取り消された場合にあっては弁済が完了した時又は再生計画が取り消された時)までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く。)をすることができない。

3
開始後債権に基づく再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押え及び仮処分並びに財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立ては、前項に規定する期間は、することができる。開始後債権である共助対象外国租税の請求権に基づく再生債務者の財産に対する国税滞納処分の例によつてする処分についても、同様とする。

第六章 再生債務者の財産の調査及び確保

第一節 再生債務者の財産状況の調査

(財産の価額の評定等)

第百一十四条 再生債務者等は、再生手続開始後(管財人については、その就職の後)遅滞なく、再生債務者に属する一切の財産につき再生手続開始の時における価額を評定しなければならない。

2 再生債務者等は、前項の規定による評定を完了したときは、直ちに再生手続開始の時における財産目録及び貸借対照表を作成し、これらを裁判所に提出しなければならない。

3 裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、評価人を選任し、再生債務者の財産の評価を命ずることができる。(裁判所への報告)

第百一十五条 再生債務者等は、再生手続開始後(管財人については、その就職の後)遅滞なく、次の事項を記載した報告書を、裁判所に提出しなければならない。

一 再生手続開始に至つた事情

二 再生債務者の業務及び財産に関する経過及び現状

三 第百四十二条第一項の規定による保全処分又は第百四十三条第一項の規定による査定の裁判を必要とする事情の有無

四 その他再生手続に関し必要な事項

2 再生債務者等は、前項の規定によるもののほか、裁判所の定めるところにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

3 監督委員は、裁判所の定めるところにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

(財産状況報告集会への報告)

第一百二十六条 再生債務者の財産状況を報告するために招集された債権者集会においては、再生

2 前項の債権者集会（以下「財産状況報告集会」という。）においては、裁判所は、再生債務者、管財人又は届出再生債権者から、管財人の選任並びに再生債務者の業務及び財産の管理に関する事項につき、意見を聽かなければならない。

3 財産状況報告集会においては、労働組合等は、前項に規定する事項について意見を述べることができる。

第二節 否認権

（再生債権者を害する行為の否認）

第一百三十七条 次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、再生手続開始後、再生債権者財産のために否認することができる。

一 再生債務者が再生債権者を害することを知つてした行為。ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時、再生債権者を害することを知らなかつたときは、この限りでない。

二 再生債務者が支払の停止又は再生手続開始後、破産手続開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この節において「支払の停止等」という。）があつた後にした再生債権者を害する行為。ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと及び再生債権者を害することを知らなかつたときは、この限りでない。

再生債務者がした債務の消滅に関する行為であつて、債権者の受けた給付の額が当該行為によつて消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、再生手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、再生債務者財産のために否認することができる。

3 再生債務者が支払の停止等があつた後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同規すべき有償行為は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

第一百三十七条の二 再生債務者が、その有する財産を处分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも

に転得した全ての転得者に対しても否認の原因があるときには、その前に財産を取得する。

一 転得者が転得の当時、再生債務者がした行為が再生債権者を害することを知っていたときは。

二 転得者が第百二十七条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるとき。ただし、転得者が無償行為によつて転得した者であるとき。

三 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によつて転得した者であるとき。

2 第百三十二条第二項の規定は、前項第三号の規定により否認権の行使があつた場合について準用する。

(再生債務者の受けた反対給付に関する転得者の権利等)

第百三十四条の二 再生債務者がした第百二十七条第一項若しくは第三項又は第百二十七条の二第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によつて否認されたときは、転得者は、第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によつて否認されたときは、転得者は、

第百二十七条の二第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、同項第一号に掲げる場合において、再生債務者の受けた反対給付の額が、第四項に規定する転得者がした反対給付又は消滅した転得者の債権の価額を超えるときは、転得者は、共益債権者として再生債務者の受けた反対給付の価額を償還を請求する権利を行使することができる。

前項の規定にかかわらず、第百三十二条の二第一項第二号に掲げる場合において、当該行為の当時、再生債務者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、当該行為の相手方が再生債務者がその意思を有していたことを知つたときは、転得者は、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

3 前項の規定については、当該行為の相手方が第百二十七条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、再生債務者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知つていたものと推定する。

4 第一項及び第二項の規定による権利の行使についての裁判があつた場合には、その電子裁判は、転得者がその前者から財産を取得するため

にした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

5 否認権限を有する監督委員又は管財人は、第一項に規定する行為を転得者に対する否認権の行使によつて否認しようとするときは、第百三十二条第一項の規定により再生債務者財産に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の価額から前各項の規定により共益債権となる額(第百三十二条の二第一項第一号に掲げる場合(第一項ただし書に該当するときを除く))にあつては、再生債務者の受けた反対給付の価額)を控除した額の償還を請求することができる。

(相手方の債権に関する転得者の権利)

第百三十四条の三 再生債務者がした第百二十七条第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によつて否認された場合において、転得者がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、転得者は、当該行為がその相手方に対する否認権の行使によつて否認されたとすれば第百三十三条の規定により原状に復すべき当該行為の相手方の債権を行使することができる。この場合には、前条第四項の規定を準用する。

(否認権のための保全処分)

第百三十四条の四 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間において、否認権を保全するため必要があると認めるときは、利害関係人(保全代理人)の申立てにより又は職権で、仮差押又は仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 前項の規定による保全処分は、担保を立てさせて、又は立させないで命ずることができ

る。裁判所は、申立てにより又は職権で、第一項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

第百三十五条 否認権は、訴え又は否認の請求によつて、否認権限を有する監督委員又は管財人が行う。前項の訴え及び否認の請求事件は、再生裁判所が管轄する。

2 第一項に規定する方法によるほか、管財人は、抗弁によつても、否認権を行うことができ

る。

(否認の請求)

第百三十六条 否認の請求をするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

2 否認の請求を認めし、又はこれを棄却する裁判は、理由を付した決定でしなければならない。

3 裁判所は、前項の決定をする場合には、相手方又は転得者を審尋しなければならない。

書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7 前項の規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十六条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。

（保全処分に係る手続の続行と担保の取扱い）

第百三十四条の五 前条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による保全処分が命じられた場合において、再生手続開始の決定があつたときは、否認権限を有する監督委員又は管財人は、当該保全処分に係る手続を続行することができる。

2 再生手続開始の決定後一月以内に前項の規定により同項の保全処分に係る手続が続行されないときは、当該保全処分は、その効力を失う。

3 否認権限を有する監督委員又は管財人は、第一項の規定により同項の保全処分に係る手続を続行しようとする場合において、前条第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する担保の全部又は一部が再生債務者財産に属する財産でないときは、その担保の全部又は一部を再生債務者財産に属する財産による担保に変換しなければならない。

4 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第十八条並びに第二章第四節(第三十七条第五項から第七項までを除く。)及び第五節の規定は、第一項の規定により否認権限を有する監督委員又は管財人が続行する手続に係る保全処分について準用する。

5 第一項の決定を認可し、又は変更する判断については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

6 第一項の訴えに係る訴訟手続で否認権限を有する監督委員が当事者であるものは、再生手続開始の決定の取消しの決定の確定又は再生手続終結の決定により再生手続が終了したときは、中止するものとする。

7 第一項の訴えに係る訴訟手続で管財人が当事者であるものは、再生手続開始の決定の取消しの決定の確定又は再生手続終結の決定により再生手続が終了したときは、第六十八条第二項の規定にかかるわざ、終了するものとする。

(否認権限を有する監督委員の訴訟参加等)

3 第一項に規定する方法によるほか、管財人は、抗弁によつても、否認権を行うことができ

る。

(否認の請求)

第百三十七条 否認の請求をする決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

4 否認の請求を認容する決定があつた場合は、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5 否認の請求の手続は、再生手続が終了したときは、終了する。

6 第四項に規定する裁判及び同項の申立てについての裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

7 第四項に規定する裁判及び前項の申立てについての裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

4 否認の請求をするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

5 否認の請求を認容する決定があつた場合は、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 否認の請求をする決定があつた場合は、再生手続が終了したときは、終了する。

7 第一項の訴えに係る訴訟手続で管財人が当事者であるものは、再生手続開始の決定の取消しの決定の確定又は再生手続終結の決定により再生手続が終了したときは、第六十八条第二項の規定にかかるわざ、終了するものとする。

(否認権限を有する監督委員の訴訟参加等)

3 第一項に規定する方法によるほか、管財人は、抗弁によつても、否認権を行うため、相手

方を被告として、当事者としてその訴訟に参加することができる。

4 第一項及び第二項の規定による権利の行使することができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

7 第一項の訴えに係る訴訟手續で管財人が当事者であるものは、再生手続開始の決定の取消しの決定の確定又は再生手続終結の決定により再生手続が終了したときは、第六十八条第二項の規定にかかるわざ、終了するものとする。

(否認権限を有する監督委員の訴訟参加等)

3 第一項に規定する方法によるほか、管財人は、抗弁によつても、否認権を行うため、相手

方を被告として、当事者としてその訴訟に参加することができる。

4 第一項及び第二項の規定による権利の行使することができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

2 否認権限を有する監督委員が当事者である否

第一百四十一條 次の各号に掲げる裁判が取り消された場合には、当該各号に定める訴訟手続は、中断する。
(否認の訴え等の中止及び受継)

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
7 第五項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判

4 をした者であるときは役員を、それぞれ被告としなければならない。

の目的である権利又は義務に係る請求をするため、相手方を被告として、当事者としてその訴訟に参加することができる。

一 監督命令又は第五十六条第一項の規定による裁判、否認権限を有する監督委員が当事者である否認の訴え若しくは第一百三十七条第一項の訴えに係る訴訟手続、否認権限を有する監督委員が第百三十八条第一項の規定による参加した訴訟手続又は否認権限を有する監

書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

第二百四十六条 前条第一項の訴えの口頭弁論は、同項の期間を経過した後でなければ開始することができない。

4 民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの務に係る訴えをこれに併合して提起することができる。

二 督委員が受継した前条第一項に規定する訴訟手続

いて、必要があると認めるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、役員の責任に基づく損害賠償請求権の査定の裁判をすることができる。

3
は、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。この場合においては、民事訴訟法第四十一条第一項から第三項までの規定を準用する。
前条第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、査定の裁判を認可し、変更し、又は取り消す。

て準用する。
(否認権行使の期間)
第一百三十九条 否認権は、再生手続開始の日（再

後、監督委員が第五十六条第一項の規定により否認権を行使する権限を付与された場合又は管財人が選任された場合には、その監督委員又は管財人においてこれを受け継がなければならぬ。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

第一項の申立てをするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。
裁判所は、職権で査定の手続を開始する場合には、その旨の決定をしなければならない。
第一項の申立てがあつたとき、又は職権によ

4 査定の裁判を認可し、又は変更した判决は、強制執行に関しては、給付を命ずる判决と同一の効力を有する。

い。否認しようとする行為の日から十年を経過したときも、同様とする。

(詐害行為取消訴訟等の取扱い)

（法人の役員の財産に対する役員の責任の追及）
第三節 法人の役員の責務の完全処分
第一百四十二条 裁判所は、法人である再生債務者について再生手続開始の決定があつた場合には、その執行に必要があると認めるときは、再生債務者の申立てにより又は職権で、再生債務者の理務事、取扱役員、執行役員、監事、監査役、清算人又は

る査定の手続の開始決定があつたときは、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求があつたものとみなす。

査定の手続（第一項の査定の裁判があつた後のものを除く。）は、再生手続が終了したときは、終了する。

言をすることができる。
再生手続が終了したときは、前条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて再生債務者等が当事者でないものは、中断する。この場合においては、第六十八条第三項の規定を準用する。

の規定により再生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟に係るもの

2 はこれらに準ずる者（以下「役員」という。）の責任に基づく損害賠償請求権につき、役員の財産に対する保全処分をすることができる。

裁判所は、緊急の必要があると認めるときには、再生手続開始の決定をする前でも、再生債権者に対する保全処分をすることができる。

（損害賠償請求権の査定に関する裁判）
第一百四十四条 前条第一項の査定の裁判及び同項の申立てを棄却する裁判は、理由を付した決定でしなければならない。

第一百四十七条 第百四十五条第一項の訴えが、同項の期間内に提起されないと、又は却下されたときは、査定の裁判は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。

2 前項の場合においては、相手方の再生債権者又は破産管財人に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

務者（保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人）の申立てにより又は職権にて、前項の保全処分をすることができる。
第一項に規定する場合において管財人が選任されていなければ、又は前項に規定する場合において保全管理人が選任されていないときは、

3 前条第一項の査定の裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
(査定の裁判に対する異議の訴え)

第一百四十八条 再生手続開始の時において再生債務者の財産につき第五十三条第一項に規定する担保権（以下この条、次条及び第一百五十二条において「担保権」という。）が存する場合において、当該財産が再生債務者の事業の継続に次くことのできないものであるときは、再生債務者

4 場合を除き、当該訴訟手続は中斷する。
前項の場合又は第一項に規定する訴訟手續が次条第一項の規定により中断した後に再生手續

再生債権者も、第一項又は前項の申立てをすることができる。

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

5 第一項若しくは第二項の規定による保全処分又は前項の規定による決定に対しては、即時抗

3 2 前項の訴えは、再生裁判所が管轄する。
第一項の訴え（次項の訴えを除く。）は、これを提起する者が、役員であるときは第百四十九条の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 者等は、裁判所に対し、当該財産の価額に相当する金銭を裁判所に納付して当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。
前項の許可の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

二 前号の財産の価額	3 消滅すべき担保権の表示
四 前号の担保権によつて担保される債権の額	3 第一項の許可の決定があつた場合には、その電子裁判書を、前項の書面（以下この条及び次条において「申立書」という。）とともに、当該申立書に記載された同項第三号の担保権を有する者（以下この条から第百五十三条までにおいて「担保権者」という。）に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
4 第一項の許可の決定に対しては、担保権者は即時抗告をすることができる。	4 第一項の許可の決定は、即時抗告をすることができる。
5 前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。	5 前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
6 第二項第三号の担保権が根抵当権である場合において、根抵当権者が第三項の規定による送達を受けた時から二週間を経過したときは、根抵当権の担保すべき元本は、確定する。	6 第二項第三号の担保権が根抵当権である場合において、根抵当権者が第三項の規定による送達を受けた時から二週間を経過したときは、根抵当権の担保すべき元本は、確定する。
7 民法第三百九十八条の二十第二項の規定は、第一項の許可の申立てが取り下げられ、又は同一項の許可が取り消された場合について準用する。	7 民法第三百九十八条の二十第二項の規定は、第一項の許可の申立てが取り下げられ、又は同一項の許可が取り消された場合について準用する。

（価額決定の請求）	2 担保権者が数人ある場合には、前項の決定は、担保権者の全員につき前条第一項の期間に基づき、決定で、財産の価額を定めなければならない。
第一百四十九条 担保権者は、申立書に記載された前条第二項第二号の価額（第一百五十一条及び第一百五十二条において「申出額」という。）について異議があるときは、当該申立書の送達を受けた日から一月以内に、担保権の目的である財産（次条において「財産」という。）について価額の決定を請求することができる。	3 第二項の規定によつて担保権者に対する費用は、これらの規定にかかわらず、再生債務者の負担とする。この場合においては、再生裁判所は、価額決定の請求を却下しなければならない。
2 前項第一項の許可をした裁判所は、やむを得ない事由がある場合に限り、担保権者の申立てにより、前項の期間を伸長することができる。	4 第二項の規定によつて再生債務者の負担とする。この場合においては、再生裁判所が管轄する。
3 第一項の規定による請求（以下この条から第一百五十二条までにおいて「価額決定の請求」という。）に係る事件は、再生裁判所が管轄する。	5 第二項の規定によつて再生債務者の負担とする。この場合においては、再生裁判所は、価額決定の請求をする者は、その請求に係る手続の費用として再生裁判所の定める金額を予納しなければならない。
4 価額決定の請求が前項に規定する費用の予納がないときは、再生裁判所は、当該請求を却下しなければならない。（財産の価額の決定）	6 第二項の規定によつて再生債務者の負担とする。この場合においては、再生裁判所は、当該請求を却下する場合を除く。

（費用の負担）	2 第二項の決定は、価額決定の請求についての決定に対する費用を負担する。
第一百五十一条 価額決定の請求に係る手続に要した費用は、前条第二項の決定により定められた額が、申出額を超える場合には再生債務者の負担とし、申出額を超えない場合には価額決定の請求をした者の負担とする。ただし、申出額を超える額が当該費用の額に満たないときは、当該費用のうち、その超える額に相当する部分は再生債務者の負担とし、その余の部分は価額決定の請求をした者の負担とする。	3 第二項の決定は、価額決定の請求についての決定に対する費用を負担する。
2 前項第五項の即時抗告に係る手続に要した費用は、当該即時抗告をした者の負担とする。	4 第二項の決定は、価額決定の請求についての決定に対する費用を負担する。
3 第一項の規定により再生債務者に對して費用請求権を有する者は、その費用に関し、次条第一項の規定により納付された金額について、他の担保権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。	5 第二項の決定は、価額決定の請求についての決定に対する費用を負担する。
4 次条第四項の場合には、第一項及び第二項の費用は、これらの規定にかかわらず、再生債務者の負担とする。この場合においては、再生債務者に対する費用に相当する費用請求権は、共益債権とする。（財産の価額の決定）	6 第二項の決定は、価額決定の請求についての決定に対する費用を負担する。

（再生計画の条項）	2 第一百六十六条の二第二項の規定による裁判所の許可があつた場合には、再生計画において、募集株式（会社法第一百九十九条第一項に規定する募集株式をいい、譲渡制限株式であるものに限る。以下この章において同じ。）を引き受けた者（以下この章において同じ。）に引き受けた者（以下この章において同じ。）の間で、再生債務者の株式の取得に関する条項、株式の併合に関する条項、資本金の額の減少に関する条項又は再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更に関する条項を定めることができる。
第一百五十四条 再生計画においては、次に掲げる事項に関する条項を定めなければならない。	3 第一百六十六条第一項の規定による裁判所の許可があつた場合には、再生計画の定めによる再生債務者の株式の取得に関する条項、株式の併合に関する条項、資本金の額の減少に関する条項又は再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更に関する条項を定めることができる。
（第七章 再生計画）	4 第一百六十六条の二第二項の規定による裁判所の許可があつた場合には、再生計画において、募集株式（会社法第一百九十九条第一項に規定する募集株式をいい、譲渡制限株式であるものに限る。以下この章において同じ。）を引き受けた者（以下この章において同じ。）に引き受けた者（以下この章において同じ。）の間で、再生債務者の株式の取得に関する条項、株式の併合に関する条項、資本金の額の減少に関する条項又は再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更に関する条項を定めることができる。
第一節 再生計画の条項	5 第一百六十六条の二第二項の規定による裁判所の許可があつた場合には、再生計画において、募集株式（会社法第一百九十九条第一項に規定する募集株式をいい、譲渡制限株式であるものに限る。以下この章において同じ。）を引き受けた者（以下この章において同じ。）に引き受けた者（以下この章において同じ。）の間で、再生債務者の株式の取得に関する条項、株式の併合に関する条項、資本金の額の減少に関する条項又は再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更に関する条項を定めることができる。
（再生計画による権利の変更）	6 第一百六十六条の二第二項の規定による裁判所の許可があつた場合には、再生計画において、募集株式（会社法第一百九十九条第一項に規定する募集株式をいい、譲渡制限株式であるものに限る。以下この章において同じ。）を引き受けた者（以下この章において同じ。）に引き受けた者（以下この章において同じ。）の間で、再生債務者の株式の取得に関する条項、株式の併合に関する条項、資本金の額の減少に関する条項又は再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更に関する条項を定めることができる。

計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならない。

再生計画によつて債務が負担され、又は債務の期限が猶予されるときは、特別の事情がある場合を除き、再生計画認可の決定の確定から十年を超えない範囲で、その債務の期限を定めるものとする。

4 再生手続開始前の罰金等について、再生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定めをすることができない。

5 再生手続開始前の共助対象外国租税の請求権について、再生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徴収の権限を有する者の意見を聽かなければならない。

(権利の変更の一一般的基準)

第一百五十六条 再生債権者の権利を変更する条項においては、債務の減免、期限の猶予その他の権利の変更の一般的基準(約定期後再生債権の届出があるときは、約定期後再生債権についての一般的基準を含む。)を定めなければならない。

(届出再生債権者等の権利に関する定め)

第一百五十七条 再生債権者の権利を変更する条項においては、届出再生債権者及び第一百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権者の権利のうち変更されるべき権利を明示し、かつ、前条の一般的基準に従つて変更した後の権利の内容を定めなければならない。ただし、第二百五十九条及び第一百六十条第一項に規定する再生債権については、この限りでない。

2 前項に規定する再生債権者の権利で、再生計画によつてその権利に影響を受けないものがあるときは、その権利を明示しなければならない。

(債務の負担及び担保の提供に関する定め)

2 再生債務者又は再生債務者以外の者が、再生のために担保を提供するときは、再生計画において、担保を提供する者を明示し、かつ、担保の内容を定めなければならない。

2 再生債務者又は再生債務者以外の者が、再生のために担保を提供するときは、再生計画において、担保を提供する者を明示し、かつ、担保の内容を定めなければならない。

(未確定の再生債権に関する定め)

第一百五十九条 異議等のある再生債権で、その確定手続が終了していないものがあるときは、再

生計画において、その権利確定の可能性を考慮し、これに対する適確な措置を定めなければならない。

(別除権の権利に関する定め)

第一百六十条 別除権の行使によって弁済を受けることができる債権の部分が確定していない再生債権を有する者があるときは、再生計画において、その債権の部分が確定した場合における株主に対する送達については、第四十三条の規定による権利の行使に関する適確な措置を定めなければならない。

2 前項に規定する再生債権を担保する根抵当権の元本が確定している場合には、その根抵当権の被担保債権のうち極度額を超える部分について、第百五十六条の一般的基準に従い、仮払に関する定めをすることができる。この場合においては、当該根抵当権の行使によって弁済を受けたことができない債権の部分が確定した場合における精算に関する措置をも定めなければならない。

(再生債権者の株式の取得等に関する定め)

第一百六十二条 再生計画によつて株式会社である再生債務者が当該再生債権の株式の取得をするときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 再生債務者が取得する株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)

二 再生債務者が前号の株式を取得する日

一 再生債務者が取得する株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)

二 再生債務者が前号の株式を取得する日

一 再生計画によつて株式会社である再生債務者の資本金の額の減少をするときは、会社法第四百四十七条第一項各号に掲げる事項を定めなければならない。

二 再生計画によつて株式会社である再生債務者の資本金の額の減少をするときは、会社法第四百四十七条第一項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 再生計画によつて株式会社である再生債務者の資本金の額の減少をするときは、会社法第四百四十七条第一項各号に掲げる事項を定めなければならない。

4 再生計画によつて株式会社である再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更をするときは、その変更の内容を定めなければならない。

(募集株式を引き受けける者の募集に関する定め)

第一百六十二条 株式会社である再生債務者が、第一項の規定による裁判所の許可を得て、募集株式を引き受けける者の募集をし

ようとするときは、再生計画において、会社法第一項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 所書記官は、最高裁判所規則で定めるところに

より、その決定の要旨を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければなら

なければならない。

第二節 再生計画案の提出

(再生計画案の提出時期)

第一百六十三条 再生債務者等は、債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、再生計画案を作成して裁判所に提出しなければならない。

2 再生債務者(管財人が選任されている場合に限る)又は届出再生債権者は、裁判所の定める期間内に、再生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

3 裁判所は、申立てにより又は職権で、前二項の規定により定めた期間を伸長することができる。

2 前項に規定する再生債権を担保する根抵当権の被担保債権のうち極度額を超える部分について、第百五十六条の一般的基準に従い、仮払に関する定めをすることは、当該根抵当権の行使によって弁済を受けたことができない債権の部分が確定した場合における精算に関する措置をも定めなければならない。

(再生計画案の事前提出)

第一百六十四条 再生債務者等は、前条第一項の規定にかかるわらず、再生手続開始の申立て後債権届出期間の満了前に、再生計画案を提出することができる。

2 前項の場合には、第百五十七条及び第百五十九条に規定する事項を定めないで、再生計画案を提出することができる。この場合においては、債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、これららの事項について、再生計画案の条項を補充しなければならない。

(債務を負担する者等の同意)

第一百六十五条 第百五十八条に規定する債務の負担又は担保の提供についての定めをした再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、当該債務を負担し、又は当該担保を提供する者の同意を得なければならない。

2 第百六十条の仮払に関する定めをした再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、当該定めに係る根抵当権を有する者の同意を得なければならない。

(再生債務者の株式の取得等を定める条項に関する許可)

3 裁判所は、株式会社である再生債務者がその財産をもつて債務を完済することができない状態にあり、かつ、当該募集株式を引き受けける者の募集が再生債務者の事業の継続に欠くことのできないものであると認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

2 再生債務者は、前条第三項から第五項までの規定は、第二項の許可の決定があつた場合について準用する。

(再生計画案の修正)

第一百六十六条 第百五十四条第三項に規定する条項を定めた再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、裁判所の許可を得て、再生計画案を修正することができます。ただし、再生計画案を決議に付する旨の決定がされた後は、この限りでない。

(再生債務者の労働組合等の意見)

第一百六十七条 裁判所は、再生計画案について、労働組合等の意見を聴かなければならない。前項の規定による修正があつた場合における修正後の再生計画案についても、同様とする。

(第三節 再生計画案の決議)

(決議に付する旨の決定)

第一百六十八条 裁判所は、再生計画案について、労働組合等の意見を聴かなければならない。前項の規定による修正があつた場合における修正後の再生計画案についても、同様とする。

(第三節 再生計画案の決議)

(決議に付する旨の決定)

第一百六十九条 再生計画案の提出があつたときは、裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該再生計画案を決議に付する旨の決定をする。

一 一般調査期間が終了していないとき。

二 財産状況報告集会における再生債務者等による報告又は第百二十五条第一項の報告書のいずれかに該当するものと認めるとき。

三 裁判所が再生計画案について第百七十四条

第二項各号(第三号を除く。)に掲げる要件

提出がないとき。

二 財産状況報告集会における再生債務者等による報告又は第百二十五条第一項の報告書の

いすれかに該当するものと認めるとき。

三 裁判所が再生計画案について第百七十四条

第二項各号(第三号を除く。)に掲げる要件

提出がないとき。

4 前項に規定する場合には、その電子裁判書を当該許可の申立てをした者に、同項の規定によりファイルに記録された電磁的記録を株主に、それぞれ送達しなければならない。この場合における株主に対する送達については、第四十三条第五項及び第六項の規定を準用する。

5 第一項の規定による許可の決定に対しては、株主は、即時抗告をすることができる。

(募集株式を引き受けける者の募集を定める条項に関する許可)

第一百六十六条の二 第百五十四条第四項に規定する条項を定めた再生計画案は、再生債務者のみが提出することができる。

2 再生債務者は、前項の再生計画案を提出しようとするときは、あらかじめ、裁判所の許可を得なければならない。

(募集株式を引き受けける者の募集を定める条項に関する許可)

第一百六十七条 第百五十四条第三項に規定する条項を定めた再生計画案について、労働組合等の意見を聴かなければならない。前項の規定による修正があつた場合における修正後の再生計画案についても、同様とする。

(第三節 再生計画案の決議)

(決議に付する旨の決定)

第一百六十八条 裁判所は、再生計画案について、労働組合等の意見を聴かなければならない。前項の規定による修正があつた場合における修正後の再生計画案についても、同様とする。

(第三節 再生計画案の決議)

(決議に付する旨の決定)

第一百六十九条 再生計画案の提出があつたときは、裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該再生計画案を決議に付する旨の決定をする。

一 一般調査期間が終了していないとき。

二 財産状況報告集会における再生債務者等による報告又は第百二十五条第一項の報告書の

いすれかに該当するものと認めるとき。

三 裁判所が再生計画案について第百七十四条

第二項各号(第三号を除く。)に掲げる要件

提出がないとき。

四 第百九十二条の二の規定により再生手続

を廃止するとき。

裁判所は、前項の決議に付する旨の決定において、議決権行使することができる再生債権者（以下「議決権者」という。）の議決権行使の方法及び第一百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により議決権の不統一行使をする場合における裁判所に対する通知の期限を定めなければならない。この場合においては、議決権行使の方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

（社債権者等の議決権の行使に関する制限）

第一百六十九条の二 再生債権である社債又は第百二十条の二第六項各号に定める債権（以下この条において「社債等」という。）を有する者は、

当該社債等について社債管理者、社債管理補助者（当該社債等についての再生債権者の議決権を行使することができる権限を有するものに限る。）又は同項各号に掲げる者（以下この条において「社債管理者等」という。）がある場合には、次の各号に掲げる者（以下この条において「社債管理者等のいづれかに該当する場合に限り、当該社債等について議決権行使することができる。）

一 当該社債等について再生債権の届出をしたとき、又は届出名義の変更を受けたとき。

二 当該社債管理者等が当該社債等について再生債権の届出をした場合において、再生計画案を決議に付する旨の決定があるまでに、裁判所に対し、当該社債等について議決権行使する意思がある旨の申出をしたとき（当該申出のあつた再生債権である社債等について次項の規定による申出名義の変更を受けた場合を含む。）。

三 前項第二号に規定する申出のあつた再生債権である社債等を取得した者は、申出名義の変更を受けることができる。

四 次に掲げる場合には、第一項の社債等を有する者（同項各号のいづれかに該当するものに限る。）は、同項の規定にかかわらず、当該再生計画案の決議において議決権の行使を行うことができない。

一 再生債権である社債等につき、再生計画案の決議における議決権の行使についての会社

法第七百六十六条第一項若しくは第七百四十四条第三項（これらの規定を医療法第五十四条の七において準用する場合を含む。）の社債権者集会の決議若しくは社会医療法人債権者集会の決議投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の九の二第二項において読み替え

て準用する会社法第七百四十四条の四第三項の投資法人債権者集会の決議、保険業法第六十一条の七第四項若しくは第六十一条の七の三第三項の社債権者集会の決議又は資産の流动化に関する法律第百二十七条第四項若しくは

同法第二十七条の二第二項において読み替へて准用する会社法第七百四十四条の四第三項の特定社債権者集会の決議が成立したとき。

二 会社法第七百六十六条第一項ただし書（医療法第五十四条の七において準用する場合を含む。）、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の九第四項ただし書若しくは保険

業法第六十二条の七第四項ただし書の定めがあるとき、又は資産の流動化に関する法律第百二十七条第四項ただし書の通知がされたとき。

（議決権の行使の方法等）

裁判所が開催される場合における議決権の額の定め方等）

（債権者集会が開催される場合における議決権の額の定め方等）

（議決権の行使の方法等）

（議決権行使の方法等）

従前の再生計画に同意したものは、変更計画案に同意したものとみなす。第百七十五条及び第百七十六条の規定は、再生計画変更の決定があつた場合について準用する。

(再生手続の終結)

第二百八十八条 裁判所は、再生計画認可の決定が確定したときは、監督委員又は管財人が選任されている場合を除き、再生手続終結の決定をしなければならない。

裁判所は、監督委員が選任されている場合において、再生計画が遂行されたとき、又は再生計画認可の決定が確定した後三年を経過したときは、再生債務者若しくは監督委員の申立てにより又は職権で、再生手続終結の決定をしなければならない。

裁判所は、管財人が選任されている場合において、再生計画が遂行されたとき、又は再生計画が遂行されることが確実であると認めるに至ったときは、再生債務者若しくは管財人の申立てにより又は職権で、再生手続終結の決定をしなければならない。

監督命令及び管理命令は、再生手続終結の決定があつたときは、その効力を失う。

裁判所は、再生手続終結の決定をしたときは、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

(再生計画の取消し)

第二百八十九条 再生計画認可の決定が確定した場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、裁判所は、再生債務者の申立てにより、再生計画取消しの決定をすることができる。

一 再生計画が不正の方法により成立したこと。

二 再生債務者等が再生計画の履行を怠つたこと。

三 再生債務者が第四十一条第一項若しくは第五十二条第一項の規定に違反し、又は第五十四条第二項に規定する監督委員の同意を得ないで同項の行為をしたこと。

前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の申立ては、再生債務者が再生計画認可の決定に対する即時抗告により同号の事由を主張したとき、若しくはこれを知りながら主張しなかつたとき、再生債務者が同号に該当する事由があることを知つた時から一月を経過したとき、又は

過したときは、することができない。

第二百九十三条 第一項第二号に掲げる事由を理由とする同項の申立ては、再生計画の定めによつて認められた権利の全部（履行された部分を除く。）について履行を受けていないものに限り、することができる。

裁判所は、再生計画取消しの決定をしたときは、直ちに、その電子裁判書を第一項の申立てをして者及び再生債務者等に送達し、かつ、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

第一項の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

第四項の決定は、確定しなければその効力を生じない。

第四項の決定が確定した場合には、再生計画によって変更された再生債権は、原状に復する。ただし、再生債権者が再生計画によつて得た権利に影響を及ぼさない。

第二百八十五条の規定は第四項の決定が確定した場合について、前条第四項の規定は再生手続終了前に第四項の決定が確定した場合について準用する。

(破産手続開始の決定又は新たな再生手続開始の決定がされた場合の取扱い等)

第二百九十条 再生計画の履行完了前に、再生債務者について破産手続開始の決定又は新たな再生手続開始の決定がされた場合には、再生計画によつて変更された再生債権は、原状に復する。ただし、再生債権者が再生計画によつて得た権利に影響を及ぼさない。

第二百八十五条の規定は、前項の場合について準用する。

(再生手続の廃止)

第二百九十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。

一 決議に付するに足りる再生計画案の作成の一見込みがないことが明らかになつたとき。

二 裁判所の定めた期間若しくはその伸長した期間内に再生計画案の提出がないとき、又はその期間内に提出されたすべての再生計画案が決議に付するに足りないものであるとき。

三 再生計画案が否決されたとき、又は第百七十二条の五第一項本文及び第四項の規定により債権者集会の統行期日が定められた場合において、同条第二項及び第三項の規定に適合する期間内に再生計画案が可決されないと。

加算して配当率の標準を定める。ただし、当該破産債権を有する破産債権者は、他の同順位の破産債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の配当を受けるまでは、配当を受けることができない。

(再生債務者の義務違反による手続廃止)

第一項の規定により裁判所が定めた期限までに認否書を提出しなかつた場合には、再生債務者が監督委員若しくは管財人の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をすることができる。

第二百九十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、監督委員若しくは管財人の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をすることができる。

第二百九十四条 第二項の規定により裁判所が定めた期限までに認否書を提出しなかつた場合には、再生債務者が、再生手続開始の決定が確定した後からになつたときは、裁判所は、再生債務者等若しくは監督委員の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。

(再生手続廃止の公告等)

第二百九十五条 裁判所は、再生手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公表しなければならない。

第二百九十六条 第一百七十五条第三項の規定は、前項の即時抗告並びにこれについての決定に対する第十八条の規定による抗告及び同法第三百三十七条の規定による抗告の許可の申立てについて準用する。

第二百九十七条 再生手続廃止の決定を取り消す決定が確定したときは、再生手続廃止の決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公表しなければならない。

(再生手続の廃止)

第二百九十八条 債権届出期間の経過後再生計画認可の決定の確定前ににおいて、第二十一条第一項に規定する再生手続開始の申立ての事由のないことが明らかになつたときは、裁判所は、再生手続の廃止は、再生計画の遂行及びこの法律

より、再生手続廃止の決定をしなければならない。

(再生債務者の義務違反による手続廃止)

第一項の規定により裁判所が定めた期限までに認否書を提出しなかつた場合には、再生債務者が監督委員若しくは管財人の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をすることができる。

第二百九十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、監督委員若しくは管財人の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をすることができる。

第二百九十四条 第二項の規定により裁判所が定めた期限までに認否書を提出しなかつた場合には、再生債務者が、再生手続開始の決定が確定した後からになつたときは、裁判所は、再生債務者等若しくは監督委員の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。

(再生手続廃止の公告等)

第二百九十五条 裁判所は、再生手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公表しなければならない。

第二百九十六条 第一百七十五条第三項の規定は、前項の即時抗告並びにこれについての決定に対する第十八条の規定による抗告及び同法第三百三十七条の規定による抗告の許可の申立てについて準用する。

第二百九十七条 再生手続廃止の決定を取り消す決定が確定したときは、再生手続廃止の決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公表しなければならない。

(再生手続の廃止)

第二百九十八条 債権届出期間の経過後再生計画認可の決定の確定前ににおいて、第二十一条第一項に規定する再生手続開始の申立ての事由のないことが明らかになつたときは、裁判所は、再生手続の廃止は、再生計画の遂行及びこの法律

第十一章 外国倒産処理手続がある場合の

特則

(外国管財人との協力)

第二百七条 再生債務者等は、再生債務者についての外国倒産処理手続(外国で開始された手続で、破産手続又は再生手続に相当するもの)をいふ。以下同じ。)がある場合には、外国管財人(当該外国倒産処理手続において再生債務者の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下同じ)に対し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供を求めることができ。

2 前項に規定する場合には、再生債務者等は、外国管財人に対し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

(再生手続の開始原因の推定)

2 前項に規定する場合には、再生債務者等は、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

第二百八条 再生債務者についての外国倒産処理手続がある場合には、当該再生債務者に再生手続開始の原因となる事実があるものと推定する。

(外国管財人の権限等)

第二百九条 外国管財人は、第二十一条第一項前段に規定する場合には、再生債務者について再生手続開始の申立てをすることができる。この場合における第三十三条第一項の規定の適用については、同項中「第二十一条」とあるのは、「第二百九条第一項前段」とする。

2 外国管財人は、再生債務者の再生手続において、債権者集会に出席し、意見述べることができる。

3 外国管財人は、再生債務者の再生手続において、第三項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間内に、再生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

4 第一項の規定により外国管財人が再生手続開始の申立てをした場合において、包括的禁止命令又はこれを変更し、若しくは取り消す旨の決定があつたときはその主文を、再生手続開始の決定があつたときは第三十五条第一項の規定により公告すべき事項を、第三十四条第一項の規定により定めた期間に変更を生じたときはその旨を、再生手続開始の決定を取り消す決定が確定したときはその主文を、それぞれ外国管財人に通知しなければならない。(相互の手続参加)

第二百十条 外国管財人は、届出をしていない再生債務者であつて、再生債務者についての外国

倒産処理手続に参加しているものを代理して、再生債務者の再生手続に参加することができるのである。ただし、当該外国の法令によりその権限を有する場合に限る。

2 再生債務者等は、届出再生債権者(第一百一十二条第三項において準用する場合を除く。)の規定により認否書に記載された再生債権を有する者を含む。次項において同じ。)で

3 再生債務者等は、前項の規定による参加をし

た場合には、その代理する届出再生債権者のた

めに、外国倒産処理手続に属する一切の行為を

することができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の届出再生債権者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該届出再生債権者の授権がなければならない。

第二百一十二条 簡易再生及び同意再生に関する特則

2 裁判所は、簡易再生の決定と同時に、議決権行使の方法としての第六百六十九条第二項第一号に掲げる方法及び第一百七十二条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により議決権の不統一行使をする場合における裁判所に対する通知の期限を定めて、前条第一項後段の再生計画案を決議に付する旨の決定を失う。

第二百一十三条 裁判所は、債権届出期間の経過後一般調査期間の開始前に、再生債務者等の申立てがあつたときは、簡易再生の決定(再生債務の調査及び確定の手続を経ない旨の決定をいう。以下同じ。)をする。この場合において、再生債務者等の申立てでは、届出再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の五分の三以上に当たる債権を有する届出再生債権者が、書面により、再生債務者等が提出した再生計画案について同意し、かつ、第四章第三節に定める再生債権の調査及び確定の手続を経ないことについて同意している場合に限り、することができる。

2 前項の申立てをする場合には、再生債務者は、労働組合等にその旨を通知しなければならない。

(簡易再生の決定)

第二百一十四条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会においては、第二百十二条第一項後段の再生計画案のみを、決議に付することができる。

第二百一十五条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会における再生債権者等による報告又は第六百六十九条第一項後段の報告書の提出がされた後でなければ、前項の再生計画案を決議に付することができない。

第二百一十六条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会の期日、前項に規定する期限及び当該再生計画案を公告するとともに、これらの事項を第六百六十九条第一項本文に規定する者に通知しなければならない。この場合においては、当該債権者集会の期日を労働組合等に通知しなければならない。

3 簡易再生の決定があつた場合には、その主文、前条第一項後段の再生計画案について決議をするための債権者集会の期日、前項に規定する期限及び当該再生計画案を公告するとともに、これらの事項を第六百六十九条第一項本文に規定する者に通知しなければならない。この場合においては、当該債権者集会の期日を労働組合等に通知しなければならない。

4 前項の債権者集会については、第六百六十九条第一項から第四項までの規定は適用しない。

5 簡易再生の決定があつた場合における第六百六十九条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第二項中「第六百六十九条第二項前段」とあるのは、「第二百十二条第二項」とする。

(即時抗告等)

第二百一十七条 第二百十二条第一項の申立てにつけた事由があると認めるときは、当該申立てを却下しなければならない。

2 第一項後段の再生計画案について第六百七十一条第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該申立てを却下しなければならない。

3 第一項後段の再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合における同項後段及び前項の規定の適用については、第一項後段についての裁判所に対する即時抗告をすることができる。

4 第一項後段の再生計画案が住宅資金特別条項の一般調査期間を定める決定の送達について準用する。

する住宅資金貸付債権又は保証会社の住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権で、届出があったものを除く。)の全部」と、「債権を有する届出再生債権者」とあるのは「当該債権を有する届出再生債権者」と、前項中「第六百七十四条第二項各号(第三号を除く。)」とあるのは「第二百十二条第二項各号(第四号を除く。)」とする。

第二百一十八条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会においては、第二百十二条第一項後段の再生計画案のみを、決議に付することができる。

第二百一十九条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会における再生債権者等による報告又は第六百六十九条第一項後段の報告書の提出がされた後でなければ、前項の再生計画案を決議に付することができない。

第二百二十条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会の期日、前項に規定する期限及び当該再生計画案を公告するとともに、これらの事項を第六百六十九条第一項本文に規定する者に通知しなければならない。この場合においては、当該債権者集会の期日を労働組合等に通知しなければならない。

3 第二項の債権者集会に出席して再生債権者が第二百十二条第三項後段に規定する同意をしている場合には、第六百六十九条第三項及び第六項の規定の適用については、当該債権者集会の期日を労働組合等に通知しなければならない。

2 裁判所は、財産状況報告集会における再生債権者等による報告又は第六百六十九条第一項後段の再生計画案について同意したもののとみなす。ただし、当該届出再生債権者が、第一項の債権者集会の開始前に、裁判所に対し、第二百十二条第一項後段に規定する同意を撤回する旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

第二百二十一条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会について同意したものは、この限りでない。

3 第二項の債権者集会に出席して再生計画案について同意したものは、この限りでない。

2 裁判所は、財産状況報告集会における再生債権者等による報告又は第六百六十九条第一項後段の再生計画案について同意したもののとみなす。ただし、当該届出再生債権者が、第一項の債権者集会の開始前に、裁判所に対し、第二百十二条第一項後段に規定する同意を撤回する旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

第二百二十二条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会について同意したものは、この限りでない。

3 第二項の債権者集会に出席して再生計画案について同意したものは、この限りでない。

2 裁判所は、財産状況報告集会における再生債権者等による報告又は第六百六十九条第一項後段の再生計画案について同意したもののとみなす。ただし、当該届出再生債権者が、第一項の債権者集会の開始前に、裁判所に対し、第二百十二条第一項後段に規定する同意を撤回する旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

第二百二十三条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会について同意したものは、この限りでない。

2 裁判所は、即時抗告をすることができる。

3 簡易再生の決定を取り消す決定が確定した場合は、簡易再生の決定を執行停止の効力を有しない。

2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第二百二十四条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会における再生債権者等による報告又は第六百六十九条第一項後段の再生計画案について同意をしている場合には、第六百六十九条第三項及び第六項の規定の適用については、当該債権者集会の期日を労働組合等に通知しなければならない。

3 第二項の債権者集会に出席して再生計画案について同意したものは、この限りでない。

2 裁判所は、財産状況報告集会における再生債権者等による報告又は第六百六十九条第一項後段の再生計画案について同意したもののとみなす。ただし、当該届出再生債権者が、第一項の債権者集会の開始前に、裁判所に対し、第二百十二条第一項後段に規定する同意を撤回する旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

第二百二十五条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会について同意したものは、この限りでない。

3 第二項の債権者集会に出席して再生計画案について同意したものは、この限りでない。

2 裁判所は、即時抗告をすることができる。

3 簡易再生の決定を取り消す決定が確定した場合は、簡易再生の決定を执行停止の効力を有しない。

2 前項の即時抗告は、执行停止の効力を有しない。

第二百二十六条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会について同意したものは、この限りでない。

3 第二項の債権者集会に出席して再生計画案について同意したものは、この限りでない。

2 裁判所は、即時抗告をすることができる。

3 簡易再生の決定を取り消す決定が確定した場合は、簡易再生の決定を执行停止の効力を有しない。

2 前項の即時抗告は、执行停止の効力を有しない。

第二百二十七条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会について同意したものは、この限りでない。

5 簡易再生の決定が確定した場合には、第四十条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により中断した手続は、再生債権を有する届出再生債権者とあるのは「当該債権を有する届出再生債権者」と、前項中「第六百七十四条第二項各号(第三号を除く。)」とあるのは「第二百十二条第二項各号(第四号を除く。)」とする。

第二百二十八条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会においては、第二百十二条第一項後段の再生計画案のみを、決議に付することができる。

第二百二十九条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会の期日、前項に規定する期限及び当該再生計画案を公告するとともに、これらの事項を第六百六十九条第一項本文に規定する者に通知しなければならない。この場合においては、当該債権者集会の期日を労働組合等に通知しなければならない。

3 第二項の債権者集会に出席して再生債権者等による報告又は第六百六十九条第一項後段の再生計画案について同意をしている場合には、第六百六十九条第三項及び第六項の規定の適用については、当該債権者集会の期日を労働組合等に通知しなければならない。

2 裁判所は、即時抗告をすることができる。

3 簡易再生の決定を取り消す決定が確定した場合は、簡易再生の決定を执行停止の効力を有しない。

2 前項の即時抗告は、执行停止の効力を有しない。

第二百三十条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会について同意したものは、この限りでない。

3 第二項の債権者集会に出席して再生計画案について同意したものは、この限りでない。

2 裁判所は、即時抗告をすることができる。

3 簡易再生の決定を取り消す決定が確定した場合は、簡易再生の決定を执行停止の効力を有しない。

2 前項の即時抗告は、执行停止の効力を有しない。

第二百三十二条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会について同意したものは、この限りでない。

3 第二項の債権者集会に出席して再生計画案について同意したものは、この限りでない。

2 裁判所は、即時抗告をすることができる。

3 簡易再生の決定を取り消す決定が確定した場合は、簡易再生の決定を执行停止の効力を有しない。

2 前項の即時抗告は、执行停止の効力を有しない。

第二百三十三条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会について同意したものは、この限りでない。

3 第二項の債権者集会に出席して再生計画案について同意したものは、この限りでない。

2 裁判所は、即時抗告をすることができる。

3 簡易再生の決定を取り消す決定が確定した場合は、簡易再生の決定を执行停止の効力を有しない。

2 前項の即時抗告は、执行停止の効力を有しない。

第二百三十四条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会について同意したものは、この限りでない。

3 第二項の債権者集会に出席して再生計画案について同意したものは、この限りでない。

2 裁判所は、即時抗告をすることができる。

3 簡易再生の決定を取り消す決定が確定した場合は、簡易再生の決定を执行停止の効力を有しない。

2 前項の即時抗告は、执行停止の効力を有しない。

第二百三十五条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会について同意したものは、この限りでない。

3 第二項の債権者集会に出席して再生計画案について同意したものは、この限りでない。

2 裁判所は、即時抗告をすることができる。

3 簡易再生の決定を取り消す決定が確定した場合は、簡易再生の決定を执行停止の効力を有しない。

2 前項の即時抗告は、执行停止の効力を有しない。

第二百三十六条 第二百十二条第三項に規定する債権者集会について同意したものは、この限りでない。

おいて準用する場合を含む。) の規定によ
る子の監護に関する義務

二 民法第八百七十七条から第八百八十三条ま
での規定による扶養の義務

本 いからニまでに掲げる義務に類する義務
であつて、契約に基づくもの

住宅資金特別条項によつて権利の変更を受け
る者と他の再生債権者との間については第一項
の規定を、住宅資金特別条項については第二項
の規定を適用しない。

(再生計画案の決議)

第二百三十条 裁判所は、一般異議申述期間(特

別異議申述期間が定められた場合には、当該特

別異議申述期間を含む) が経過し、かつ、第

百二十五条第一項の報告書の提出がされた後で

なければ、再生計画案を決議に付することがで

きない。当該一般異議申述期間内に第二百二十

六条第一項本文の規定による異議が述べられた

場合(特別異議申述期間が定められた場合に

は、当該特別異議申述期間内に同条第三項の規

定による異議が述べられた場合を含む) には、

第二百二十七条第一項本文の不变期間を経過す

るまでの間(当該不变期間内に再生債権の評価

の申立てがあつたときは、再生債権の評価がさ

れること) も、同様とする。

2 裁判所は、再生計画案について第二百七十四条

第二項各号(第三号を除く。住宅資金特別条項

を定めた再生計画案については、第二百二十二条

二項第一号から第三号まで) 又は次条第二項各

号のいずれかに該当する事由があると認める場

合には、その再生計画案を決議に付することが

できない。

再生計画案の提出があつたときは、裁判所の

は、前二項の場合を除き、議決権行使の方法と

しての第六十九条第二項第二号に掲げる方法

及び第七十二条第二項(同条第三項において

準用する場合を含む。) の規定により議決権の

不統一行使をする場合における裁判所に対する

通知の期限を定めて、再生計画案を決議に付す

る旨の決定をする。

前項の決定をした場合には、その旨を公告す

るとともに、議決権に対し、同項に規定す

る期限、再生計画案の内容又はその要旨及び再

生計画案に同意しない者は裁判所の定める期間

内に同項の規定により定められた方法によりそ

の旨を回答すべき旨を通知しなければならな

い。

第二百三十二条 小規模個人再生において再生計

画案が可決された場合には、裁判所は、第二百七

十四条第二項(当該再生計画案が住宅資金特別

条項を定めたものであるときは、第二百二十二条

二項) 又は次項の場合を除き、再生計画認可の

決定をする。

再生債務者が将来において継続的に又は反

復して収入を得る見込みがないとき。

2 無異議債権の額及び評価済債権の額の総額

(住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によ

つて弁済を受けることができる見込まれる

再生債権の額を除く。) が五千万円を超えてい

るとき。

第二百三十三条 小規模個人再生において再生計

画認可の決定又は不認可の決定

(再生計画の認可又は不認可の決定)

2 小規模個人再生において再生計

画案が可決された場合には、裁判所は、第二百七

十四条第二項(当該再生計画案が住宅資金特別

条項を定めたものであるときは、第二百二十二条

二項) 又は次項の場合を除き、再生計画認可の

決定をする。

再生債務者が将来において継続的に又は反

復して収入を得る見込みがないとき。

2 無異議債権の額及び評価済債権の額の総額

(住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によ

つて弁済を受けることができる見込まれる

再生債権の額を除く。) が五千万円を超えてい

るとき。

第二百三十四条 小規模個人再生において再生計

画認可の決定又は不認可の決定

(再生計画の認可又は不認可の決定)

2 小規模個人再生において再生計

画案が可決された場合には、裁判所は、第二百七

十四条第二項(当該再生計画案が住宅資金特別

条項を定めたものであるときは、第二百二十二条

二項) 又は次項の場合を除き、再生計画認可の

決定をする。

再生債務者が将来において継続的に又は反

復して収入を得る見込みがないとき。

2 無異議債権の額及び評価済債権の額の総額

(住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によ

つて弁済を受けることができる見込まれる

再生債権の額を除く。) が五千万円を超えてい

るとき。

第二百三十五条 小規模個人再生において再生計

画認可の決定又は不認可の決定

(再生計画の認可又は不認可の決定)

2 小規模個人再生において再生計

画案が可決された場合には、裁判所は、第二百七

十四条第二項(当該再生計画案が住宅資金特別

条項を定めたものであるときは、第二百二十二条

二項) 又は次項の場合を除き、再生計画認可の

決定をする。

再生債務者が将来において継続的に又は反

復して収入を得る見込みがないとき。

2 無異議債権の額及び評価済債権の額の総額

(住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によ

つて弁済を受けることができる見込まれる

再生債権の額を除く。) が五千万円を超えてい

るとき。

第二百三十六条 小規模個人再生において再生計

画認可の決定又は不認可の決定

(再生計画の認可又は不認可の決定)

2 小規模個人再生において再生計

画案が可決された場合には、裁判所は、第二百七

十四条第二項(当該再生計画案が住宅資金特別

条項を定めたものであるときは、第二百二十二条

二項) 又は次項の場合を除き、再生計画認可の

決定をする。

再生債務者が将来において継続的に又は反

復して収入を得る見込みがないとき。

2 無異議債権の額及び評価済債権の額の総額

(住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によ

つて弁済を受けることができる見込まれる

再生債権の額を除く。) が五千万円を超えてい

るとき。

第二百三十七条 小規模個人再生において再生計

画認可の決定又は不認可の決定

(再生計画の認可又は不認可の決定)

2 小規模個人再生において再生計

画案が可決された場合には、裁判所は、第二百七

十四条第二項(当該再生計画案が住宅資金特別

条項を定めたものであるときは、第二百二十二条

二項) 又は次項の場合を除き、再生計画認可の

決定をする。

再生債務者が将来において継続的に又は反

復して収入を得る見込みがないとき。

2 無異議債権の額及び評価済債権の額の総額

(住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によ

つて弁済を受けることができる見込まれる

再生債権の額を除く。) が五千万円を超えてい

るとき。

第二百三十八条 小規模個人再生において再生計

画認可の決定又は不認可の決定

(再生計画の認可又は不認可の決定)

2 小規模個人再生において再生計

画案が可決された場合には、裁判所は、第二百七

十四条第二項(当該再生計画案が住宅資金特別

条項を定めたものであるときは、第二百二十二条

二項) 又は次項の場合を除き、再生計画認可の

決定をする。

再生債務者が将来において継続的に又は反

復して収入を得る見込みがないとき。

2 無異議債権の額及び評価済債権の額の総額

(住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によ

つて弁済を受けることができる見込まれる

再生債権の額を除く。) が五千万円を超えてい

るとき。

第二百三十九条 小規模個人再生において再生計

画認可の決定又は不認可の決定

(再生計画の認可又は不認可の決定)

2 小規模個人再生において再生計

画案が可決された場合には、裁判所は、第二百七

十四条第二項(当該再生計画案が住宅資金特別

条項を定めたものであるときは、第二百二十二条

二項) 又は次項の場合を除き、再生計画認可の

決定をする。

再生債務者が将来において継続的に又は反

復して収入を得る見込みがないとき。

2 無異議債権の額及び評価済債権の額の総額

(住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によ

つて弁済を受けることができる見込まれる

再生債権の額を除く。) が五千万円を超えてい

るとき。

第二百四十条 小規模個人再生において再生計

画認可の決定又は不認可の決定

(再生計画の認可又は不認可の決定)

2 小規模個人再生において再生計

画案が可決された場合には、裁判所は、第二百七

十四条第二項(当該再生計画案が住宅資金特別

条項を定めたものであるときは、第二百二十二条

二項) 又は次項の場合を除き、再生計画認可の

決定をする。

再生債務者が将来において継続的に又は反

復して収入を得る見込みがないとき。

2 無異議債権の額及び評価済債権の額の総額

(住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によ

つて弁済を受けることができる見込まれる

再生債権の額を除く。) が五千万円を超えてい

るとき。

第二百四十一条 小規模個人再生において再生計

画認可の決定又は不認可の決定

(再生計画の認可又は不認可の決定)

2 小規模個人再生において再生計

画案が可決された場合には、裁判所は、第二百七

十四条第二項(当該再生計画案が住宅資金特別

条項を定めたものであるときは、第二百二十二条

二項) 又は次項の場合を除き、再生計画認可の

決定をする。

再生債務者が将来において継続的に又は反

復して収入を得る見込みがないとき。

2 無異議債権の額及び評価済債権の額の総額

(住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によ

つて弁済を受けることができる見込まれる

再生債権の額を除く。) が五千万円を超えてい

るとき。

第二百四十二条 小規模個人再生において再生計

画認可の決定又は不認可の決定

(再生計画の認可又は不認可の決定)

2 小規模個人再生において再生計

画案が可決された場合には、裁判所は、第二百七

十四条第二項(当該再生計画案が住宅資金特別

条項を定めたものであるときは、第二百二十二条

二項) 又は次項の場合を除き、再生計画認可の

決定をする。

再生債務者が将来において継続的に又は反

復して収入を得る見込みがないとき。

2 無異議債権の額及び評価済債権の額の総額

(住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によ

つて弁済を受けることができる見込まれる

再生債権の額を除く。) が五千万円を超えてい

るとき。

第二百四十三条 小規模個人再生において再生計

画認可の決定又は不認可の決定

(再生計画の認可又は不認可の決定)

2 小規模個人再生において再生計

画案が可決された場合には、裁判所は、第二百七

十四条第二項(当該再生計画案が住宅資金特別

条項を定めたものであるときは、第二百二十二条

二項) 又は次項の場合を除き、再生計画認可の

決定をする。

再生債務者が将来において継続的に又は反

復して収入を得る見込みがないとき。

2 無異議債権の額及び評価済債権の額の総額

(住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によ

つて弁済を受けることができる見込まれる

再生債権の額を除く。) が五千万円を超えてい

るとき。

第二百四十四条 小規模個人再生において再生計

画認可の決定又は不認可の決定

(再生計画の認可又は不認可の決定)

2 小規模個人再生において再生計

画案が可決された場合には、裁判所は、第二百七

並びに附則第十二条第一項第一号及び第二項第百四十九条第一項前段に規定する再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止若しくは再生計画不認可の決定若しくは再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。）があつた場合又は第一項の再生事件における再生債務者について施行日以後に同条第一項後段に規定する再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失つた後に新民事再生法第百九十三条若しくは第百九十四条に規定する再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止、再生計画不認可若しくは再生計画取消しの決定が確定した場合又は第一項の再生事件における破産手続開始後の再生債務者について施行日以後に同条第二項本文に規定する再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失つた後に新民事再生法第百九十三条若しくは第百九十四条に規定する再生手続廃止若しくは再生計画取消しの決定が確定した場合又は第一項の再生事件における破産手続開始後の再生債務者について施行日以後に同条第一項第二号に規定する再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失つた後に新民事再生法第百九十五条第一項各号又は第三項十四条に規定する再生手続廃止若しくは再生計画取消しの決定があつた場合には、新民事再生法第二百五十五条の規定を適用する。

7 施行日前にされた行為の再生事件における否認については、新民事再生法第六章第二節（第一百三十四条の二、第一百三十四条の三、第一百三十五条から第一百三十八条まで、第一百四十条及び第一百四十二条を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 第一項の再生事件における再生債務者について施行日以後に新民事再生法第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件に関する相殺の禁止及び否認については、新破产法第七十一条及び第七十二条並びに第六章第二節（第一百七十七条から第一百七十五条までを除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。この場合において、旧民事再生法第一百四十六条及び第二百四十七条の規定の適用については第一号に掲げる再生手続開始の決定は同号に定める再生手続開始の決定と同号に定める再生手続開始の決定と、旧会社更生法第二百五十五条及び第二百五十六条の規定の適用については第二号に掲げる更生手続開始の決定は同号に定める更生手続開始の決定と、それぞれみなす。

一 新民事再生法の規定によりされた再生手続開始の決定 旧民事再生法の規定によりされた再生手続開始の決定

適用については、当該各号に定める破産手続開始の決定は、旧破産法の規定によりされた破産の宣告とみなす。

一 附則第二条第三項の規定により新民事再生法第二百五十条の規定が適用される場合新民事再生法第二百五十条の規定によりされた破産手続開始の決定

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八八号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、第一条中社債等の振替に關する法律第四十八条の表第三十三条の項を削る改正規定、同表第八十九条第二項の項の次に第九十条第一項の項を加える改正規定、同法第一百五十五条、第一百八十二条、第二百二十一一条及び第二百二十三条の改正規定、第二百二十八条の改正規定(同条を第二百四十九条とする部分を除く。)、同法第六章の次に七章を加える改正規定(第二百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及び第四項、第二百五十二条第一項(同項において準用する第二百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百六十二号、第二百六十八条第一項(同項において準用する第二百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百六十九条、第二百五十三条、第二百六十一条第一項(同項において準用する第二百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及び第四項に係る部分に限る。)並びに同法附則第十九条の表の改正規定(「第二百十一条第一項」を「第二百十一条」に改める部分に限る。)、第一条の規定、第三条の規定(投資信託及び投資法人に關する法律第九条第三項の改正規定(「同法第二条第二項」を「投資信託及び投資法人に關する法律第二条第二項」に改める部分に限る。)、第二条の規定、第三条の規定(投資信託及び投資法人に關する法律第九条第三項の改正規定を除く。)、第四条から第七条までの規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十一条(第一項を除く。)、第三十六条から第四十

第三条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条の規定、附則第五十九条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九十五条及び第一百九条の規定、附則第一百十二条までの規定、附則第一百二十三条中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第十二条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正規定、附則第一百二十五条の規定並びに附則第一百二十九条中会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百五十四条及び第二百十四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定についても、當該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第一百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄**

（施行期日）

附 則 **（平成一六年一二月一日法律第一四七号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 **（平成一六年一二月一日法律第一一六五号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

